



第5次川棚町 総合計画 後期基本計画

平成28年度 ▶ 平成32年度

自然を愛し
くらし輝くまち



平成27年11月
川棚町



第5次川棚町総合計画 後期基本計画の策定にあたり

～「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現をめざして～

本町は平成23年3月に第5次川棚町総合計画を策定し、将来像を「自然を愛し 暮らし輝くまち」と定め、まちづくりのための諸施策を積極的に進めてまいりました。この間、住民の皆さま方、そして関係機関のご協力を得まして、各種の事業に取り組み、一定の成果を上げることができました。



しかしながら、少子高齢化の急速な進行や本格的な人口減少社会の到来による税収の減少や社会保障費の増大は、地方の財政を逼迫させる要因となっており、地方自治体においても、人口の減少に歯止めをかけるため、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちをめざしていくことが求められています。

本町においても、厳しい財政状況や地方分権への変革の時代の中で、住民の皆さまとの協働を基本に、地域の未来を考え、自立性・主体性を発揮し、まちづくりに取り組まなければなりません。

このような情勢の中、10年間の計画である第5次川棚町総合計画基本構想の中間年を迎えるにあたり、今後5年間の新たなまちづくりの指針として「後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」を策定いたしました。

本計画は、これまでの前期5年間（平成23年度～平成27年度）における基本計画の検証や、本町を取り巻く情勢の変化等を反映させた、今後5年間における新たな目標を掲げたものとなっております。

厳しい財政状況の中にあっても地域資源を最大限活かし、計画の実現と目標の達成へ向けたまちづくりを全力で取り組んでまいりますので皆さまの一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重なる審議をいただきました川棚町総合計画審議会の皆さまをはじめ、住民意識調査等にご協力をいただきました町民の皆さま方に心からお礼と感謝を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成27年11月

川棚町長 山口 文夫

Contents

第 1 部

序論 3

第 1 章 後期基本計画の策定にあたって 4

- 1 計画策定の趣旨 4
- 2 計画の構成と期間 5

第 2 章 後期基本計画の策定の背景 6

- 1 社会環境の変化 6
- 2 川棚町の特徴 9
- 3 アンケートからみる住民意識 14

第 3 章 計画の体系 16

第 2 部

基本計画 19

第 1 章 健やかで安心して暮らせるまちづくり 20

- 1 福祉環境の充実 20
- 2 保健・医療環境の充実 30

第 2 章 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり 36

- 1 交通・情報ネットワークの整備 36
- 2 快適で住み良い環境づくり 42
- 3 環境保全と美しい景観づくり 52
- 4 安全・安心の確保 58

第 3 章 豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり 66

- 1 生涯学習の推進 66
- 2 文化・芸術、交流の振興 78
- 3 人権尊重社会の形成 81

第 4 章 活力とにぎわいのあるまちづくり 86

- 1 農林水産業の振興 86
- 2 商工業の振興 92
- 3 観光の振興 96

第 5 章 住民と行政がともに歩むまちづくり 100

- 1 協働によるまちづくりの推進 100
- 2 効率的・効果的な行財政運営 104

資料編 109

第1部

序論

Introduction



第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨／2 計画の構成と期間

第2章 後期基本計画策定の背景

1 社会環境の変化／2 川棚町の特色／3 アンケートからみる住民意識

第3章 計画の体系

後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

川 棚町では、平成 23 年度を初年度とする第 5 次川棚町総合計画において、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の将来像を実現するため、各分野において、住民と行政との協働といった新たな視点のもと、まちづくりを進めてきました。

しかし、わが国においては、政権交代に伴う国の政策の転換、景気や雇用の不安定さ、全国各地で起こる大規模災害、世界では経済のグローバル化の進行や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及による社会構造の変化、テロの脅威など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題が山積しています。

とりわけ、少子高齢化の進行による人口減少問題が国の主要課題として認識される今日においては、地方創生で経済の好循環の波を全国に広げ、次世代へと豊かな暮らしをつないでいくために、地方にはそのまちが持つ資源を最大限に有効活用した「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。

このような状況のなか、川棚町においてもこうした時代の潮流に対応する総合計画の策定が必要となっています。このたび、国や県の関連計画との整合を図りながら、平成 27 年度で計画期間が終了する前期基本計画に引き続き、第 5 次川棚町総合計画後期基本計画を策定します。





2 計画の構成と期間

基本構想

基本構想は、今後めざすまちの将来像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度までの10年間です。

基本計画

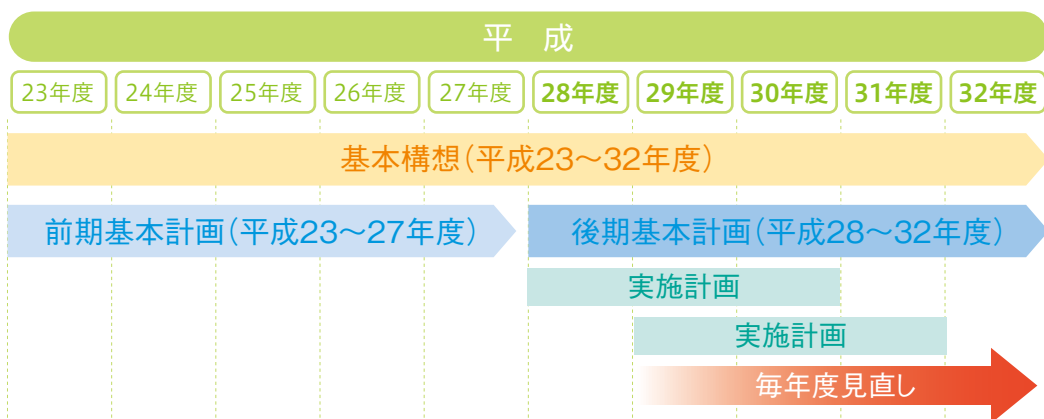
基本計画は、基本構想を実現するための手段、方法として、町行政の各分野にわたる必要な基本施策の内容を総合的、体系的にとりまとめたものです。

計画期間は、前期基本計画が平成23年度から平成27年度の5年間であり、後期基本計画は平成28年度から平成32年度の5年間です。

実施計画

実施計画は、基本計画において定めた施策を効果的に実施するために必要な具体的事業を明らかにするものです。

計画期間は3年間とし、毎年検討を加えるローリング方式によって、本計画書とは別に策定します。



後期基本計画 策定の背景

1 社会環境の変化

(1) 人口減少社会の到来

わ が国の人口は平成 20 年をピークに減少へと転じ、今後、減少が急速に進むことが予測されています。「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した将来推計人口によると、全国の約半数にあたる自治体が「消滅可能性都市」とされるなど、人口減少に対する危機感はますます強まっています。また、少子高齢化も進行し、地域のつながりの希薄化や活力の低下だけでなく、労働、

経済活動、社会保障など社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念されています。特に、税収の減少や社会保障費の増大は、地方の財政を逼迫する要因となっており、地方自治体においても、人口の減少に歯止めをかけるため、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちをめざしていくことが求められています。

(2) 環境保全意識の高まり

近 年、大気汚染や森林の減少といった地球規模での環境問題が広がり、人々の環境保全に対する意識が高まっています。

国際社会においては、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が平成 17 年に発効され、現在は京都議定書に代わる国際的な排出削減の枠組について、気候変動枠組条約締約国会議において継続的に協

議が行われています。また、PM2.5 や黄砂等、東アジア地域における越境大気汚染問題等、新たな課題への対応も求められています。

循環型社会の構築や自然との共生をめざし、住民・事業者・行政の協働とパートナーシップのもと、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組んでいくことが求められます。



(3) 地方分権の進展と地域の自立

国の構造改革や地方自治制度の改革が進むなか、地方自治体が国から権限や税源の移譲を受け、自主的かつ総合的に行政を担う「地方分権」が進められています。また、人口減少克服をめざす「まち・ひと・しごと創生法」においては、市町村がそれぞれの地域資源を活かした独自の「まち・ひと・

しごと創生総合戦略」を主体的に策定することを求めています。

基礎的自治体である市町村は、多様化するニーズに素早く柔軟に対応できる質の高い行政サービスを提供するとともに、地域資源を活用した魅力あるまちづくりを推進することが必要です。

(4) 安全・安心に対する関心の高まり

平成23年3月の東日本大震災や平成24年7月の九州北部豪雨など、近年、全国各地で地震、台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、さまざまな自然災害が発生しています。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄などに加え、住民と行政との連携を密にしておく必要があります。地域全体の防災力を強めるため、日頃から地域で訓練を行うなど、災害に強い地域社会が求められます。

また、子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪や交通事故の増加、感染症の発生、食の安全性の問題など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

防犯や消費者問題対策については、個人や家庭では解決できない問題も多いことから、地域のつながりの重要性が再認識されています。行政による防犯体制等の取り組みとともに、日頃からの近所付き合い、見守りなど地域全体での取り組みが必要です。

(5) 高度情報化社会の進展

ス マートフォンやインターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及など、近年の情報通信技術は飛躍的に進展し、誰もが容易に世界中の情報を得ることができるようになってきました。このことにより、生活の利便性や産業の生産性の向上に大きな役割を果たすだけでなく、人と人のつながり方など、人々の生活に大きな変化を与えています。自治体におい

ても ICT^{※1} を活用した行政サービスの質的向上や行政運営の効率化、高度化が進んでおり、平成 28 年 1 月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続き等の分野で利用されるマイナンバー制度が始まります。

さまざまな情報へのアクセスが便利になった反面、コンピュータ犯罪の増加や個人情報の流出など、新たな課題への対応も求められています。

(6) 産業構造の変化

経 済はますますグローバル化し、東南アジアへの生産拠点の移転、情報通信技術による産業技術の発展などにより、わが国の産業構造は大きく変化しています。

農林水産業については、後継者不足や食料の輸入増加に伴い衰退しつつあり、食の安全性に関わる問題も発生しています。また、製造業においても生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存が増加し、国内の中小製造業の

経営に大きな影響を与えています。商業については、規制緩和や価格競争の激化などにより、流通の再編や効率化が進み、価格競争力の弱い小売業者などが厳しい競争にさらされています。

地域の産業や雇用の状況は、国内だけでなく世界経済の情勢に大きく左右されるため、経済・産業における流れや変化をしっかりと把握することが求められます。



町ホームページ



公式モバイルサイト

※1 ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。IT（情報技術）とほぼ同義であり、ITに代わる言葉として使われている。



2 川棚町の特徴

(1) 地勢、風土

川 棚町は、南北に長い長崎県のほぼ中央に位置し、東は東彼杵町と佐賀県嬉野市、北は波佐見町、西は佐世保市と接し、南は大村湾に面しています。

面積は 37.34 平方キロメートルで、東に海拔 608 メートルの峻険な虚空蔵山がそびえています。また、ここを源とする石木川は川棚川と合流し、まちの中央部を貫流して大村湾に注いでいます。

川棚川の上流は、両岸にほ場整備された水田が開け、下流の両岸は市街地を形成してまちの中心地となっています。この川棚川下流

右岸には、行政、教育・文化、医療などの機関が集積し、左岸の平坦部には商店街や工場、港湾が整備されています。また、下流の背後地にあたる丘陵地帯には城山公園があるほか、その周辺一帯は住宅地が形成されています。

西部地域には、大村湾に大きく突き出た大崎半島があり、一帯が県立自然公園に指定されています。ここでは、小串湾の絶景がみられるとともに、豊かな緑や美しい景観を活かしたスポーツ・レクリエーション施設などが整備されており、観光拠点となっています。

(2) 歴史

肥 前風土記のなかで、はるか昔「川岸之村」と呼ばれていたと記されている本町は、昭和 9 年（1934 年）に町制を施行し、川棚町としての歩みを始めました。

製糸組合東栄社など産業振興も軌道にのりつつあったなか、第二次世界大戦中であった昭和 17 年（1942 年）に百津に海軍工廠ができたのをはじめ、軍関係の施設が町内のいたるところにでき、町制施行時に 7,600 人

程度であった人口は当時 30,000 人にまでふくれあがりました。

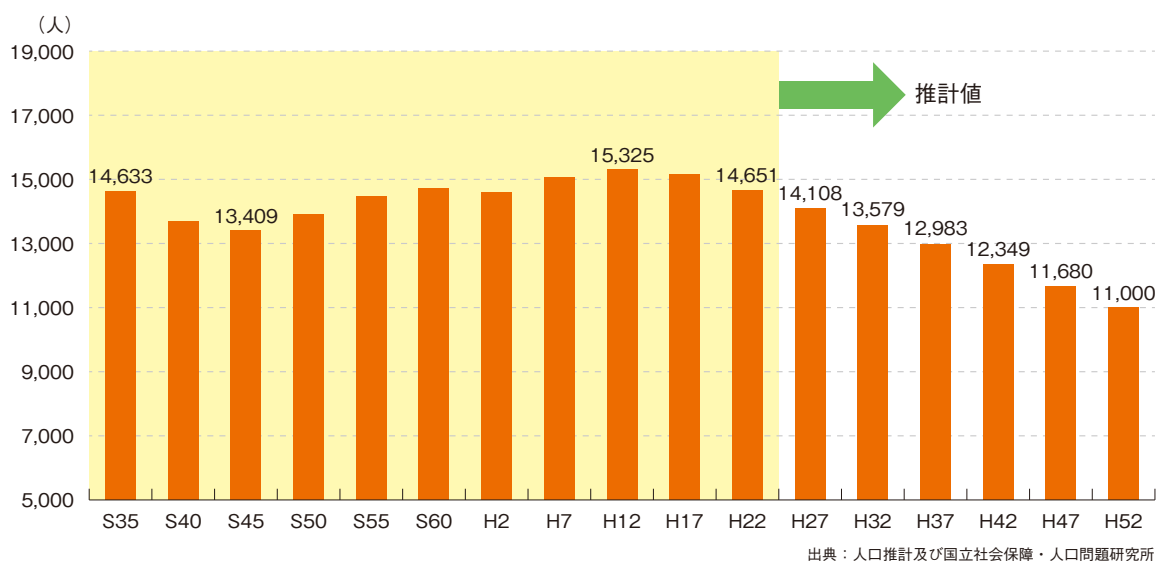
また、行政区域については、昭和 18 年（1943 年）に彼杵町小音琴郷の一部を編入、昭和 35 年（1960 年）に波佐見町中山郷の一部を編入、昭和 37 年（1962 年）に波佐見町中山郷平野地区の一部を編入し、現在にいたっています。

(3) 人口と世帯

① 総人口と将来推計

川 棚町は戦時中に海軍工廠が設置され、徴用工員等の転入に伴い、一時的に人口が急増しました。終戦後、帰郷する人もいたことから減少傾向にありましたが、工廠跡地への企業の進出や第2次ベビーブーム（昭和46～49年）の影響で増加に転じ、以降も隣接市に大型テーマパークが開業した等の要因もあり緩やかな増加傾向が続きました。その後、平成12年にピークを迎え、しばらくは微増・微減で現状レベルを保っていましたが、近年は減少幅が大きくなりつつあります。

■ 総人口の推移





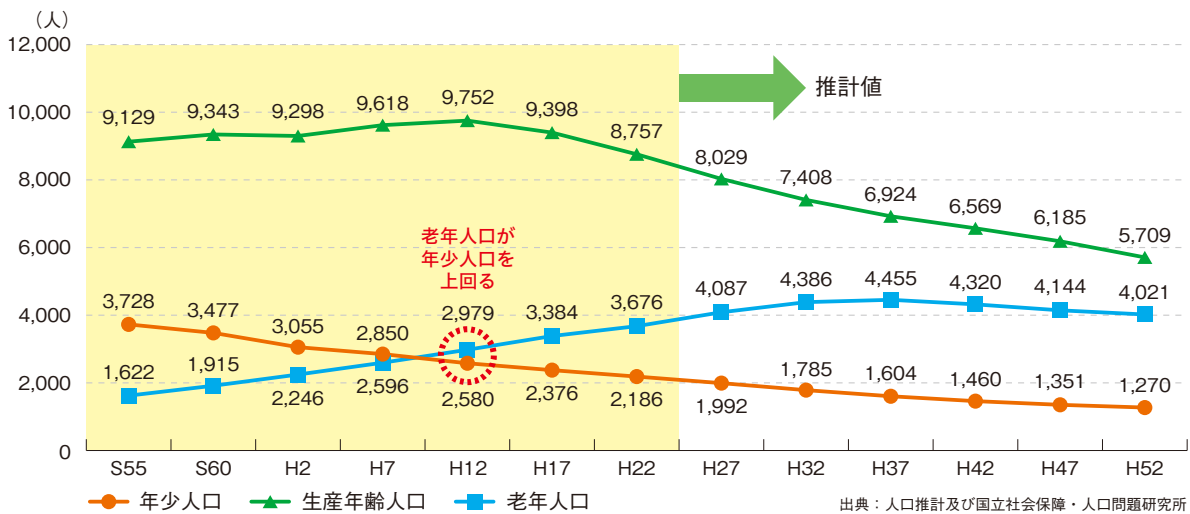
② 将来の年齢別人口割合

「年少人口」(0～14歳)は、第2次ベビーブーム期以降は少子化の影響により一貫して減少傾向が続いています。

「生産年齢人口」(15～64歳)は、総人口の推移と比例するように平成12年頃まで緩やかな上昇を続けていましたが、団塊の世代(昭和22～24年生まれ)の加齢に伴い、老年人口へ移行することなどにより、その後減少しています。

「老年人口」(65歳以上)は平均寿命が上昇したことや、前述の団塊の世代の加齢により増加しますが、平成37年頃をピークに減少が見込まれます。しかし、一方で、その割合については、平成37年に34.3%と3人に1人が65歳以上となり、その後も上昇すると推計されています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口割合の推移

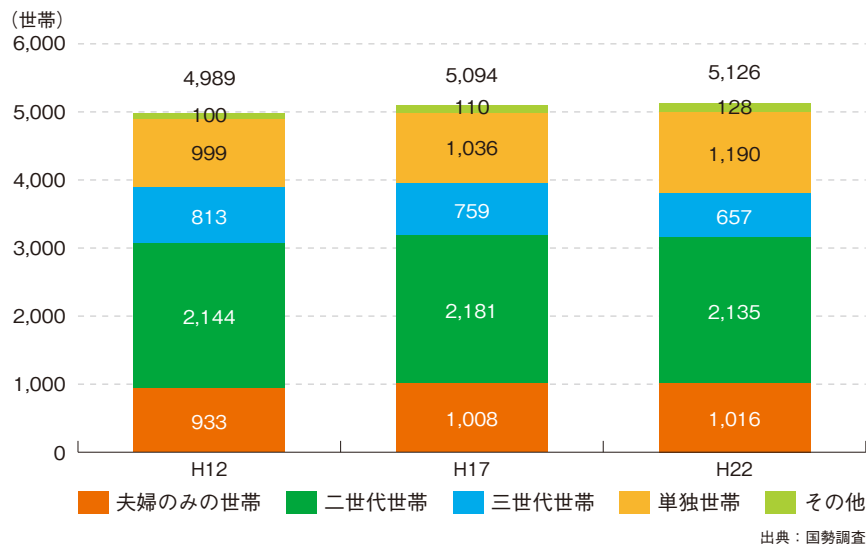
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
年少人口	25.7%	23.6%	20.9%	18.9%	16.9%	15.7%	15.0%
生産年齢人口	63.0%	63.4%	63.7%	63.8%	63.7%	62.0%	59.9%
老年人口	11.2%	13.0%	15.4%	17.2%	19.5%	22.3%	25.1%
	H27	H32	H37	H42	H47	H52	
年少人口	14.1%	13.1%	12.4%	11.8%	11.6%	11.5%	
生産年齢人口	56.9%	54.6%	53.3%	53.2%	53.0%	51.9%	
老年人口	29.0%	32.3%	34.3%	35.0%	35.5%	36.6%	

③ 家族類型ごとの世帯数の推移

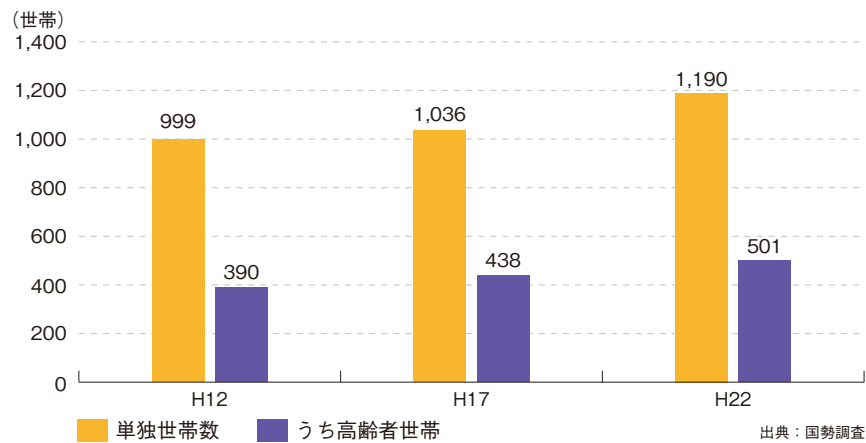
平 成12年から平成22年にかけて総世帯数は増加しています。その内訳をみると、「夫婦のみの世帯」「二世帯世帯」「単独世帯」で増加している一方、「三世帯世帯」は減少しており、世帯構成人員の減少が顕著です。

また、「単独世帯」の増加とともに高齢者の単独世帯も増加しており、今後も地域からの孤立等が懸念される高齢者の増加が予想されます。

■ 家族類型ごとの世帯数の推移



■ 単独高齢者世帯数の推移





(4) 産業

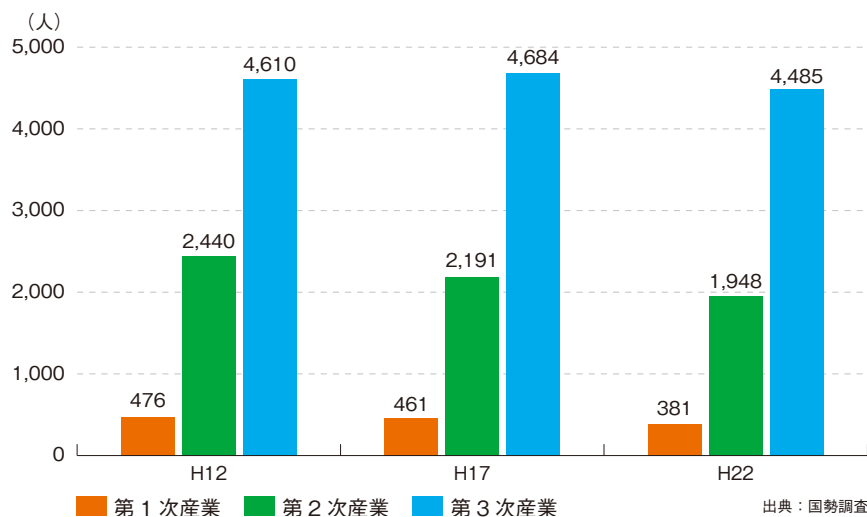
① 産業構造の推移

各

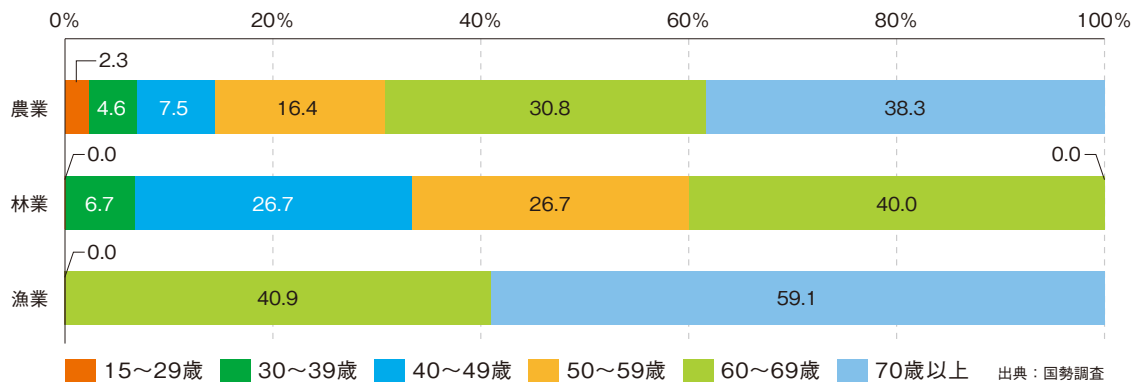
産業別の就業者数及び割合をみると、第1次、第2次産業は減少し、第3次産業は横ばいとなっています。

また、第1次産業の年齢別就業者割合では、60歳以上の割合が高くなっており、今後さらなる高齢化と、就業者数の減少が見込まれます。

■ 産業分類別就業者数



■ 第1次産業年齢別就業者割合 (平成22年)



3 アンケートからみる住民意識

平成27年6月に川棚町在住の15歳以上49歳までの住民の方を対象に、住民意識調査を実施しました。

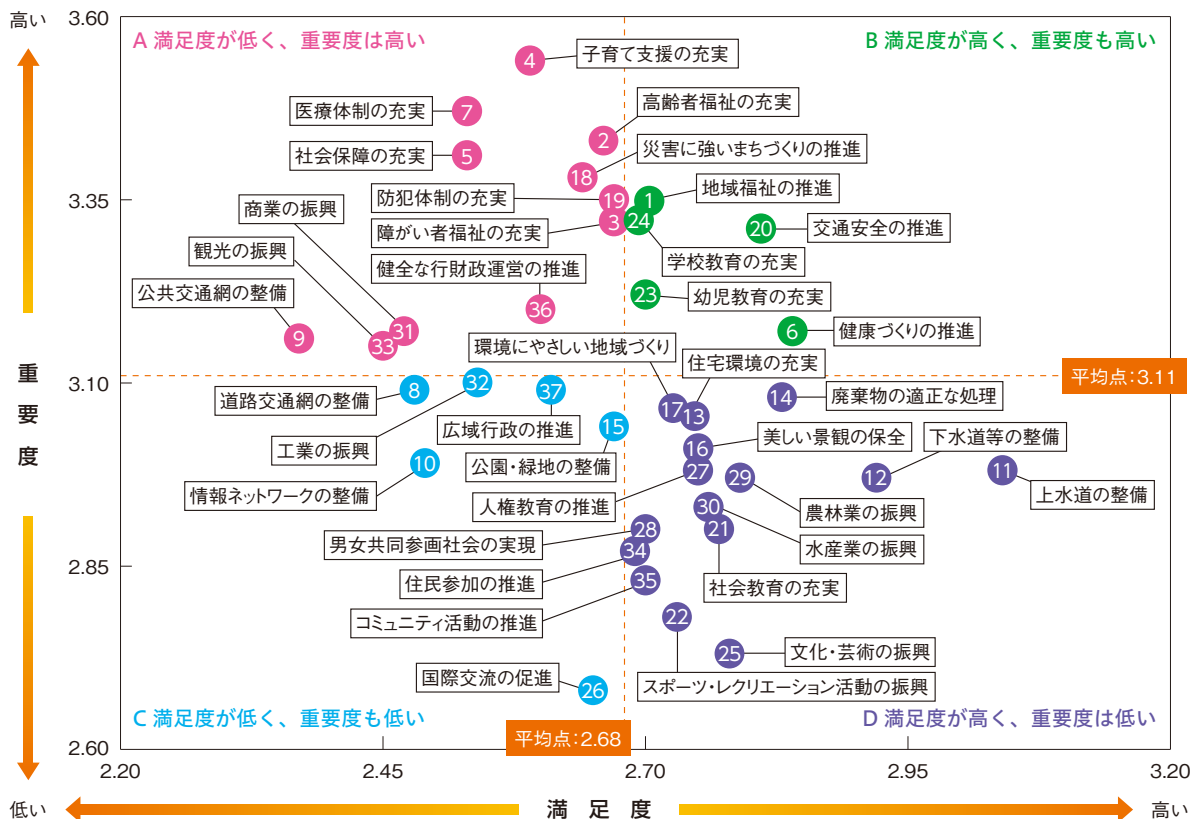
配布数	有効回収票数	有効回収率
2,000	443	22.2%

(1) まちの取り組みに対する満足度・重要度について

下の図は、各項目の満足度及び重要度について、回答者全員の平均値の分布を示したものです。まちの取り組み37項目について回答者の満足度（「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」の4段階）と重要度（「極めて重要」、「重要」、「あまり重要でない」、「重要でない」の4段階）を4点～1点に得点化し、回答者全員の平均値を項目

ごとに算出しました。集計結果については15ページに掲載のとおりです。

満足度・重要度ともに高い項目は「交通安全の推進」などとなっており、満足度が低く重要度が高い項目は「医療体制の充実」「社会保障の充実」「子育て支援の充実」などとなっています。（○内の数字は次ページの分析結果の項目番号を示しています）





■ 分析結果

項目	満足度	重要度	項目	満足度	重要度
① 地域福祉の推進に関する取り組み	2.70	3.34	⑳ 交通安全の推進に関する取り組み	2.81	3.31
② 高齢者福祉の充実に関する取り組み	2.66	3.43	㉑ 社会教育の充実に関する取り組み	2.77	2.90
③ 障がい者福祉の充実に関する取り組み	2.67	3.32	㉒ スポーツ・レクリエーション活動の振興に関する取り組み	2.73	2.78
④ 子育て支援の充実に関する取り組み	2.59	3.54	㉓ 幼児教育の充実に関する取り組み	2.70	3.22
⑤ 社会保障の充実に関する取り組み	2.53	3.41	㉔ 学校教育の充実に関する取り組み	2.69	3.33
⑥ 健康づくりの推進に関する取り組み	2.84	3.17	㉕ 文化・芸術の振興に関する取り組み	2.78	2.73
⑦ 医療体制の充実に関する取り組み	2.53	3.47	㉖ 国際交流の促進に関する取り組み	2.65	2.68
⑧ 道路交通網の整備に関する取り組み	2.48	3.09	㉗ 人権教育の推進に関する取り組み	2.75	2.98
⑨ 公共交通網の整備に関する取り組み	2.37	3.16	㉘ 男女共同参画社会の実現に関する取り組み	2.70	2.90
⑩ 情報ネットワークの整備に関する取り組み	2.49	2.99	㉙ 農林業の振興に関する取り組み	2.79	2.97
⑪ 上水道の整備に関する取り組み	3.04	2.98	⑳ 水産業の振興に関する取り組み	2.76	2.93
⑫ 下水道等の整備に関する取り組み	2.92	2.97	㉑ 商業の振興に関する取り組み	2.47	3.17
⑬ 住宅環境の充実に関する取り組み	2.74	3.05	㉒ 工業の振興に関する取り組み	2.54	3.10
⑭ 廃棄物の適正な処理に関する取り組み	2.83	3.08	㉓ 観光の振興に関する取り組み	2.45	3.15
⑮ 公園・緑地の整備に関する取り組み	2.67	3.04	㉔ 住民参加の推進に関する取り組み	2.69	2.87
⑯ 美しい景観の保全に関する取り組み	2.75	3.01	㉕ コミュニティ活動の推進に関する取り組み	2.70	2.83
⑰ 環境にやさしい地域づくりに関する取り組み	2.73	3.06	㉖ 健全な行財政運営の推進に関する取り組み	2.60	3.20
⑱ 災害に強いまちづくりの推進に関する取り組み	2.64	3.38	㉗ 広域行政の推進に関する取り組み	2.61	3.09
⑲ 防犯体制の充実に関する取り組み	2.67	3.35	平均点	2.68	3.11

第3章

計画の体系

将来像	章	節
自然を愛し くらし輝くまち	第1章 健やかで安心して 暮らせるまちづくり	1 福祉環境の充実
		2 保健・医療環境の充実
	第2章 快適で安全な 暮らしを支える まちづくり	1 交通・情報ネットワークの整備
		2 快適で住み良い環境づくり
		3 環境保全と美しい景観づくり
		4 安全・安心の確保
	第3章 豊かな人間性、 魅力ある生活文化を 育むまちづくり	1 生涯学習の推進
		2 文化・芸術、交流の振興
		3 人権尊重社会の形成
	第4章 活力とにぎわいの あるまちづくり	1 農林水産業の振興
		2 商工業の振興
		3 観光の振興
	第5章 住民と行政がともに 歩むまちづくり	1 協働によるまちづくりの推進
		2 効率的・効果的な行財政運営



主要施策

(1) 地域福祉の推進 (3) 障害者福祉の充実 (5) 社会保障の充実
(2) 高齢者福祉の充実 (4) 子育て支援の充実

(1) 健康づくりの推進 (2) 医療体制の充実

(1) 道路交通網の整備 (2) 公共交通網の整備 (3) 情報ネットワークの整備

(1) 上水道の整備 (3) 住宅環境の充実 (5) 移住・定住の促進
(2) 下水道等の整備 (4) 廃棄物の適正な処理

(1) 公園・緑地の整備 (3) 環境にやさしい地域づくり
(2) 美しい景観の保全 (4) 石木ダムの建設による周辺地域整備

(1) 災害に強いまちづくりの推進
(2) 防犯体制の充実 (3) 交通安全の推進

(1) 社会教育の充実 (3) 幼児教育の充実 (4) 学校教育の充実
(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

(1) 文化・芸術の振興 (2) 国際交流の促進

(1) 人権教育の推進 (2) 男女共同参画社会の実現

(1) 農林業の振興 (2) 水産業の振興

(1) 商業の振興 (2) 工業の振興

(1) 観光の振興

(1) 住民参加の推進 (2) コミュニティ活動の推進

(1) 健全な行財政運営の推進 (2) 広域行政の推進

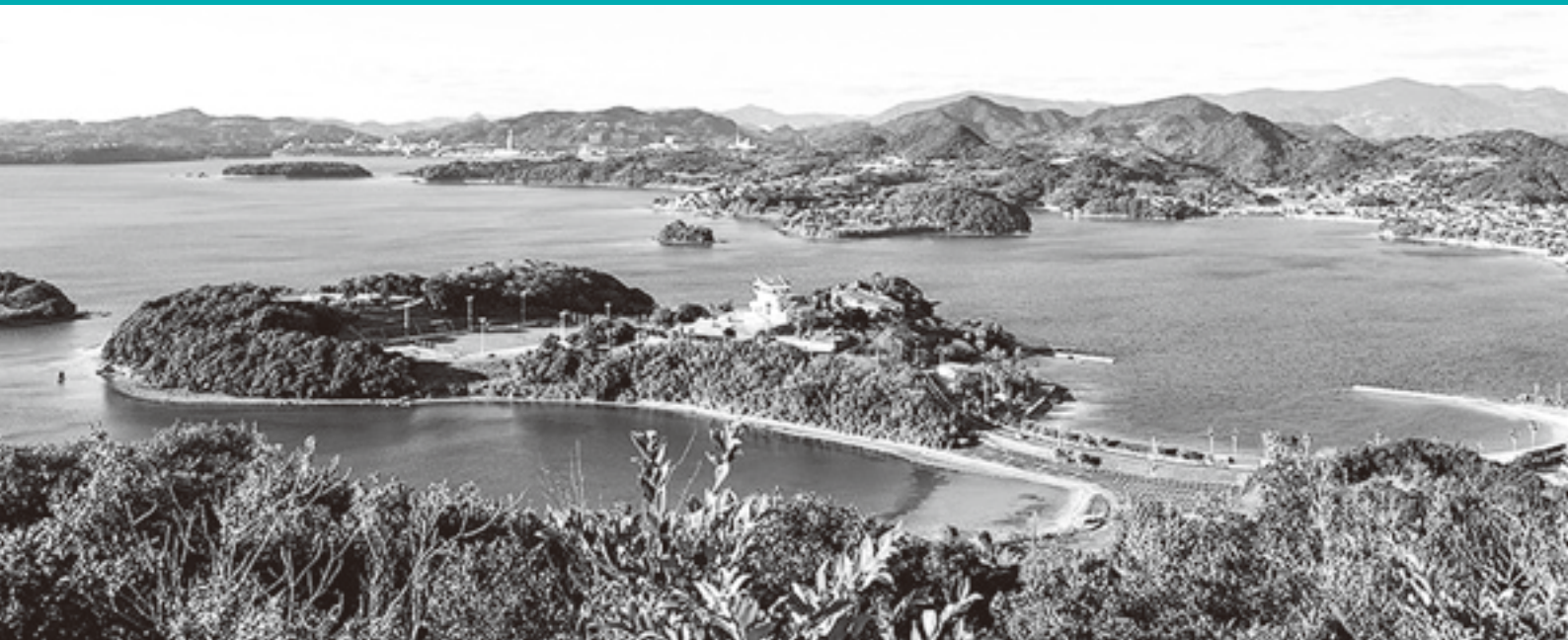


くじゃく園

第2部

基本計画

Master Plan



第1章 健やかで安心して暮らせるまちづくり

- 1 福祉環境の充実／2 保健・医療環境の充実

第2章 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり

- 1 交通・情報ネットワークの整備／2 快適で住み良い環境づくり
- 3 環境保全と美しい景観づくり／4 安全・安心の確保

第3章 豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり

- 1 生涯学習の推進／2 文化・芸術、交流の振興／3 人権尊重社会の形成

第4章 活力とにぎわいのあるまちづくり

- 1 農林水産業の振興／2 商工業の振興／3 観光の振興

第5章 住民と行政がともに歩むまちづくり

- 1 協働によるまちづくりの推進／2 効率的・効果的な行財政運営

健やかで安心して 暮らせるまちづくり

1 福祉環境の充実

(1) 地域福祉の推進

現状と課題

核家族化やライフスタイルの変化など社会構造の変化に伴い、地域のつながりの希薄化が進行しています。しかし、一方で、ひとり暮らし高齢者等、支援を必要とする人は増加しており、地域での支え合いの必要性は高まっています。

川棚町では…

- 核家族化の進行や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、本町においても地域における連帯意識の希薄化がうかがえます。今後も少子高齢化が進むなかで、社会的孤立の防止のためにも、関係機関や地域住民との連携のもと、地域福祉を推進するための体制づくりが求められます。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員を中心にさまざまな地域福祉活動に取り

組んでいます。また、地区ごとにふれあいいきいきサロンを実施しており、住民同士の交流の場となっています。今後も、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、既存組織や団体の連携強化に取り組むとともに、住民自らの支え合い意識を醸成し、互いに助け合うことができる地域コミュニティづくりに努める必要があります。

基本 方針

住民が相互に支え、助け合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、住民一人ひとりの相互扶助の意識を醸成するとともに、関係機関との連携を強化し、川棚町地域見守りネットワークの構築を推進します。



施策

① 地域福祉推進体制の充実

- 福祉、保健、医療機関や、県、関係団体、地域住民との連携を強化し、支援を必要とする人の見守りや手助けができるよう、セーフティネットとしての福祉ネットワークの拡充を図ります。
- 社会福祉協議会への指導・援助を行うことにより、その組織強化と活動の充実を図ります。
- 地域福祉を推進するため、福祉、保健、医療及び教育分野との連携を図り、地域福祉に関する啓発や学習を通じ、福祉意識の高揚を図ります。

② 地域福祉活動の充実

- 民生委員児童委員に対する研修の充実と福祉情報の提供に努め、地域福祉の中心的存在としての活動を支援します。
- ボランティア連絡協議会の機能充実のため、その活動を支援するとともに、ボランティア講座の開催などにより、ボランティアの掘り起こしと能力の向上を図ります。
- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、母子愛育班、ボランティア団体などとの連携を強化し、地域における福祉のネットワークづくりを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などが社会的孤立状態に陥らないよう、自治会を中心として、地域住民、民生委員児童委員、老人クラブ、母子愛育班、消防団などが連携し、日常の見守り活動や緊急時の支援を行う川棚町地域見守りネットワークの構築を推進します。

(2) 高齢者福祉の充実

現状と課題

今後、さらなる高齢化が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制や、健康保持のための介護予防の取り組みを一層進めていく必要があります。

川棚町では…

- 高齢者福祉事業等の推進を図るため、平成27年に「第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護予防や認知症予防、各種介護保険サービスなどを実施しています。今後もさらに高齢化が見込まれ、特にひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が顕著であることから、高齢者が安心して生活できる体制づくりと同時に介護保険サービスの充実が求められます。
- 高齢者の社会参加、生きがいづくりについては、生涯学習の場であるふれあい教室やグラウンドゴルフなどのスポーツ活動、老人クラブ活動など活発な取り組みが行われています。今後も、高齢者が自らの能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、社会参加の促進や生きがいづくりの充実に努める必要があります。

基本 方針

高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らせるよう、介護予防の推進や福祉サービスの充実に努めます。また、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進し共に支え合い、健やかに暮らせる地域社会の実現に努めます。

施策

① 介護予防の推進

- 要介護状態とならないために、あるいは要介護状態の悪化を防ぐため介護予防事業の取り組みを積極的に行い、特に認知症予防事業も新規に取り組み、高齢者がいつまでもいきいきと自立した生活が送れるよう支援します。



② 介護保険サービスの充実

- 毎月定期的に町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の連絡会を開催し、また、地域ケア会議にサービス事業所からの参加を得ながら情報を共有し、介護保険サービスの質の向上や在宅サービス提供体制の充実を図ります。
- 地域ケア会議を毎月定期的に開催し、地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業所・病院地域連携室のソーシャルワーカー・保健所保健師等の参加により連携を強化し、さらに医師会や警察署等からの参加についても今後検討し、地域包括ケアを進めながら、適正なサービス提供体制を構築します。

③ 社会参加の促進と生きがいづくり

- ふれあい教室など、高齢者のニーズに応じた生涯学習の場の充実に努めます。
- 高齢者によるスポーツ活動の充実や高齢者向け軽スポーツの普及を図り、健康づくり・体力づくり活動を推進します。
- 老人クラブへの加入の促進やリーダーの養成を進め、老人クラブ活動の充実を支援します。
- シルバー人材センター事業の充実及び拡大を図ります。
- 高齢者の豊かな経験を活かした世代間のふれあい交流事業やボランティア事業など、高齢者の社会活動への参加を促進します。

④ 高齢者福祉施策の充実

- 外出支援や配食サービスを委託している社会福祉協議会や地区の総代、民生委員との連絡を密にし、今後もさらに高齢者の日常的な生活支援の充実に努めます。
- 社会福祉協議会や民生委員、各種ボランティア団体と連携を図りながら、高齢者が安心して生活できる地域社会づくりを進めます。
- 緊急時や災害時に迅速な対応ができる川棚町地域見守りネットワークの構築を推進します。
- 利用者のニーズに応じたサービス提供のため、東彼地区保健福祉組合で運営している養護老人ホームの運営基盤強化と施設・設備の充実を支援します。

関連計画

- 第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(3) 障害者福祉の充実

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

川棚町では…

- 障害者総合支援法の施行など、障がいのある人を取り巻く制度は大きく変化しており、本町においても「川棚町障害者計画・第4期障害福祉計画」に基づき障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう種々の障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、引き続き日常的な生活支援や各種サービスの充実に努める必要があります。
- 障がいのある人の就労支援については、障害者総合支援法の施行にあたり、制度の大きな柱として位置づけられています。しかしながら、障がいのある人の就労環境が十分に整っていないなどの理由により、就労が進んでいない状況にあります。そのため、今後も総合的な就労支援の取り組みを強化していくことが求められます。
- 障がいのある子どもの療育・教育については、教育・保健・医療との連携を図りながら療育環境・教育環境の充実に努めることが求められています。
- さまざまな機会を通じた啓発活動や学校における福祉教育など、障がいのある人に対する理解の促進に取り組んでいます。今後も引き続き、啓発活動や教育を通じた理解促進に取り組むとともに、障がいのある人の社会参加を促し、地域住民との交流の場を持つことが重要です。

基本 方針

障がいのある人が地域において自分らしく生活できるよう、福祉サービスや生活支援の充実をはじめ、就労支援、社会参加の促進など、各種施策を総合的に展開します。



施策

① 生活支援の充実

- 障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じた各種サービスの充実に努め、日常的な生活支援に取り組みます。
- 公共施設のバリアフリー化や防犯・防災体制の充実など、障がいのある人が安全に暮らすことができる環境づくりに努めます。
- 保健所や医療機関、児童相談所などとの連携を図りながら、障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、地域における療育体制の充実に努めます。
- 障がいのある人やその家族が必要とするサービスの情報を的確に入手し、選択できるよう相談・支援体制の充実を図り、東彼地区障害者地域活動支援センターの機能強化を支援します。

② 教育・就労の促進

- 特別支援教育の推進や、就学相談・進路指導の充実など障がいのある子どもの教育環境の充実に努めます。
- 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を図りながら障がいのある人の雇用を促進するとともに、相談支援や各種助成制度の普及など総合的な就労支援を推進します。

③ 社会参加の促進

- さまざまな機会を通じた啓発活動や、学校・地域における福祉教育などを推進し、障がいのある人に対する理解を促進します。
- 地域におけるスポーツ活動やレクリエーション活動、交流事業、外出支援・移動支援などの充実により障がいのある人の社会参加、生きがいづくりを推進します。
- 社会参加の促進をサポートする活動を支援します。

関連計画

- 川棚町障害者計画・第4期障害福祉計画

(4) 子育て支援の充実

現状と課題

共働き世帯の増加や核家族化等により、保育ニーズは高まっています。また、地域のつながりの希薄化などから、保護者の孤立や子育てに関する知識不足等につながっており、児童虐待や育児不安を抱える親の増加が懸念されています。

また、急速に進行する少子化に歯止めをかけ、心豊かな社会を取り戻すためには、国や地域をあげて社会全体で子育てを支援し、環境を整備していくことが求められています。

川棚町では…

- 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートし、本町においては、平成27年3月に策定した「川棚町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援、教育・保育サービスを実施しています。少子化が進行する一方で、就労形態や生活スタイルの多様化等により、子育てに対するニーズは多様化しています。すべての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、ニーズに応じた各種サービスの充実や、育児に関する不安や悩みの解消に努める必要があります。
- 就労形態の変化や共働き世帯の増加などにより、仕事と子育ての両立支援が求め

られています。そのため、育児休業制度等の周知・啓発や父親の子育て参加の促進など、働きながら子育てがしやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

- 近年、ひとり親家庭の増加など子どもを取り巻く家庭の環境は変化しており、児童虐待などの新たな問題も発生しています。このため、関係機関との連携により、児童虐待防止に取り組むとともに、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 障がいのある子どもを持つ保護者は子育てについてより多くの不安を抱えているため、地域で安心して生活できるよう、障がいの早期発見・早期療育や、子育て・就学に関する支援の促進が求められます。

基本 方針

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを育てることができるまちづくりを進めるため、保育サービスの充実をはじめ、子育てに関する不安や悩みの解消、要保護児童等への支援など総合的な子育て支援体制の整備に努めます。



施策

① 地域における子育て支援の充実

- ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、親子や異世代間の地域における交流の場づくりなど、幅広い子育て支援サービスを推進します。
- 出産や育児に関する不安や悩みを解消するため、気軽に相談でき、保護者同士が子育てに関する情報を提供・交換できる機会、子育て支援のネットワーク整備など、子育てを互いに支え合う地域づくりを進めます。

② 子どもを健やかに産み育てる環境づくり

- 母子の健康づくりに関する相談や各種健康診査、小児医療体制の充実、子育てサークル等を通じた親子の仲間づくりの場の提供などにより、親子がともに健やかに過ごし成長することができる環境づくりを進めます。

③ 仕事と子育ての両立支援

- 仕事と家庭のバランスがとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、多様化する就労形態に応じた子育てや家庭生活を支援します。
- 父親の子育てへの参加を促進するとともに、育児休業法等の関連制度の普及・啓発など、家庭や地域、企業が連携して子育てに取り組む意識づくりに努めます。

④ 安心して子育てできる生活環境づくり

- 既存の公共施設の有効活用を図るなど、快適に安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 幅広い世帯構成に応じた居住環境の整備など、生活環境の充実を図るとともに、交通安全・防犯活動の徹底を推進し、子どもの安全確保を推進します。

⑤ 要保護児童等へのきめ細かな支援の充実

- 子育てに対する保護者の不安や負担・ストレスの軽減に努めるとともに、児童虐待の早期発見・防止に取り組みます。また、問題事案が発生した場合は、福祉・保健・教育など関係部署が連携し、速やかに対応します。
- 情報提供や相談支援の充実等により、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、支援が必要な子育て世帯の生活の安定を支援します。

関連計画

- 川棚町子ども・子育て支援事業計画

(5) 社会保障の充実

現状と課題

高齢化に伴い、医療や介護サービスを受ける人が増加するなか、国民健康保険や介護保険の安定的な運営を行っていく必要があります。また、近年では特定健康診査・特定保健指導等、医療費の適正化に向けた取り組みが開始されています。

川棚町では…

- 国民健康保険については、1人あたりの保険給付費が県内でも上位となっています。今後も原因を正確に把握するため、医療データを分析し、「第2期特定健康診査等実施計画」及び「川棚町データヘルス計画^{※1}（仮称）」に基づき効果的な保健事業を実施する必要があります。
- 介護保険については、平成27年に「第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、それに基づき介護保険事業の健全な運営を図っています。また、広報紙やホームページ、リーフレットを通じて、介護保険制度に関する理解促進に努めています。今後も高齢化が進むなかで、引き続き効率的・効果的な介護保険事業を進める必要があります。
- 雇用環境の悪化などにより、本町においても生活保護の申請は増加傾向にあります。今後も、民生委員児童委員や関係機関との連携のもと、的確な現状把握を行っていくとともに、低所得者の自立を促すことが必要です。

基本 方針

国民健康保険制度が安定した制度として機能できるよう、収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努めます。また、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担う「広域化」に備えます。

介護保険制度についても、サービス提供体制の充実や介護保険財政の安定化を図ります。

低所得者福祉については、民生委員児童委員や関係機関との連携のもと、的確な実態把握に努め、被保護世帯及び低所得者の自立を支援します。

※1 データヘルス計画：健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画のこと。



施策

① 国民健康保険の充実

- 「第2期特定健康診査等実施計画」及び「川棚町データヘルス計画（仮称）」に基づき効果的な保健事業等に取り組みます。
- 本町の国民健康保険事業や県広域化の状況に関する広報に努めます。
- 保険税収納体制の強化を図り、保険税収納率の向上に努めます。

② 介護保険の充実

- 介護保険の制度理解を促すための啓発、広報活動を充実するとともに、保険事業の健全な運営に努めます。
- 要支援・要介護認定者への在宅・施設サービスの充実及び適正化に努めます。

③ 低所得者福祉の充実

- 被保護世帯及び低所得者に対し、生活保護制度的な運用を図り、自立を促進します。
- 民生委員児童委員や関係機関などとの連携、協力体制を強化しながら、実態の的確な把握に努めるとともに、相談者にとって利用しやすい相談体制の整備を図ります。

④ 国民年金事業の推進

- 広報等を通じて制度の周知と適正加入の促進を図ります。

関連計画

- 第2期特定健康診査等実施計画
- 川棚町データヘルス計画（仮称）
- 第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2 保健・医療環境の充実

(1) 健康づくりの推進

現状と課題

高齢化が進む一方で、食生活や運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、医療費の増大や要介護者の増加につながっています。また、近年のストレス社会においては、心身の健康増進を確保する施策の充実が求められています。

川棚町では…

- これまでも健康づくりを支援する体制整備に取り組んできましたが、生活習慣病の増加など疾病構造が変化しており、今後も健康づくり対策を強化していく必要があります。そのため、保健師や栄養士それぞれの職種がスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携強化に取り組み、支援体制の向上を図ることが求められます。
- 「川棚町健康増進計画」に基づき、住民自らが主体的な健康づくりを進めることができるよう、各種健康づくり事業に取り組んできました。特に各種健診については、母子愛育班や食生活改善推進員等とともに自らの健康の第一歩として健診の呼びかけを行い、健診の受診率向上・健康づくりに努めてきました。また、歯科保健事業についても、「川棚町歯科保健推進計画」に基づき取り組むことが求められています。今後、さまざまな機会を捉えて住民が健康づくりに参加し、さらに健康を維持することができるよう、健康づくり活動のさらなる充実と住民の参加促進に取り組むことが必要です。
- 母子保健については、妊婦健診の助成や母子保健推進員による家庭訪問、保育園、認定こども園、子育て支援センター、母子愛育班と連携した各種支援等に取り組んでいます。また、東彼杵郡3町で共催の発達専門相談（こそだて相談）など健診後のフォロー及び早期療育にも取り組んでいます。今後も、子どもを健やかに産み育てる環境づくりに向けて、引き続き母子保健の充実を図ることが求められます。
- ライフスタイルの多様化に伴う生活習慣病などの増加により、疾病の早期発見や予防につながる施策の充実が必要です。そのため、各種健診（検診）や保健指導とあわせて、健康教室などによる正しい知識の普及に継続して取り組むことが求められます。



基本方針

住民の生涯を通じた健康づくりを進めるため、自主的な健康づくりを推進し、質の高い多様な保健サービスが提供できるよう支援体制の強化に努めるとともに、保健、医療、福祉などの連携によるきめ細かな保健活動を展開します。

施策

① 健康づくり基盤の整備

- きめ細かな保健事業を促進するため、職員の確保と資質向上に努めます。
- 保健・医療・福祉・学校等の関係機関との連携を深め、保健事業推進基盤の強化を図ります。
- 医師会や歯科医師会、食生活改善推進協議会などの関係機関との連携のもと、健康づくり推進協議会を中心とする健康づくり体制の充実を図ります。

② 健康づくり活動の推進

- 「川棚町健康増進計画」に基づき、住民自らが取り組む健康づくり活動を推進・支援します。
- 「川棚町歯科保健推進計画」に基づき、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを支援します。
- バランスのとれた食生活を普及し、生活習慣病を予防するため、食生活改善推進協議会の会員の確保と活動の充実を図ります。
- 健康づくり事業や愛育食育フェスティバルなどを通じて地域や家庭に対する啓発を行い、健康づくり意識の高揚を図ります。

③ 生涯を通じた保健対策の推進

- 出産や育児に対する不安の軽減、母子の見守りや乳幼児の健全な成長を支援するため、子育て支援センターや母子愛育班との連携を図るとともに、母親学級、乳幼児相談、訪問指導などの身近な相談・教育事業、各種健康診査や保健指導等の充実に努めます。
- 生活習慣病予防対策として、食生活改善や運動指導などの保健指導の充実に取り組むとともに、各種健診（検診）の受診率の向上を図るため、地区組織活動団体への協力依頼や広報活動の充実、受診しやすい環境づくりを進めます。
- 健康講演会や各種健康教室において、正しい知識の普及啓発に努め、健康づくりに対する意識の向上を図ります。
- 保健所、医療機関など、さまざまな機関との連携を図りながら、こころの健康づくりに努めます。
- 医療機関との連携を図りながら、住民への定期予防接種等を勧奨し、感染症の発症を防ぐとともに、新型インフルエンザなど緊急の感染症が発生した場合に「川棚町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応します。

関連計画

- 川棚町健康増進計画
- 川棚町歯科保健推進計画
- 川棚町新型インフルエンザ等対策行動計画



(2) 医療体制の充実

現状と課題

少子高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など医療に対するニーズは多様化、高度化しています。また、地域における医師不足も課題の一つとなっており、さらなる医療体制の充実が求められています。

川棚町では…

- 長崎川棚医療センターの運営協議会に町職員が委員として参加し、地域医療体制の充実に努めてきました。今後も長崎川棚医療センター地域医療連携室と訪問看護ステーションとの連携、情報共有に努める必要があります。
- 郡医師会との連携のもと、在宅当番医などにより緊急医療体制の確保に努めています。今後も緊急時に適切な対応ができるよう、引き続き、緊急医療体制の整備、充実に取り組むことが必要です。

基本方針

誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、県及び近隣市町、関係機関と医療機関や医師会等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図るとともに、夜間や休日における救急医療体制のさらなる充実に努めます。

施策

① 地域医療体制の充実

- 地域医療連携室と訪問看護ステーションを中心に、医療機関や医師会等との連携強化を図ります。
- 小児救急電話相談の普及啓発に努め、家族ぐるみで病気の予防や健康管理について助言・指導が受けられるよう、「かかりつけ医・歯科医」の普及促進に取り組めます。

② 救急医療体制の充実

- 県及び近隣市町、関係機関と連携し、休日・夜間における救急医療体制の整備支援に努めます。

「第1章 健やかで安心して暮らせるまちづくり」の重点目標

第1章の施策に取り組むなかで、めざすべき具体的な数値目標を以下に示します。

No.	指 標 名	実績値 (H21)	中間目標値 (H27)	実績値 (H26年度末)	最終目標値 (H32)
1 新規	地域見守りネットワーク構築地区数			12地区	37地区
2	役場の障害者雇用率	1.8%	2.1%	1.75%	2.3%
3	介護予防事業参加者数 解説：健康づくりの意識を高く持つことができる元気な高齢者を増加させる	1,081人	1,150人	1,399人	1,500人
4	病児・病後児保育実施箇所数 解説：子ども・子育て支援事業計画に基づき設定	0箇所	1箇所	0箇所	1箇所
5	健康づくり事業の開催数 解説：被保険者の健康の保持増進をめざし医療費の抑制を図る	1回	2回	2回	2回
6	国民健康保険税収納率(現年度分)	93.1%	93.2%	93.5%	93.5% 以上
7	介護保険料収納率(現年度分+滞納繰越分) 解説：介護保険の健全な運営を図るため収納率の向上をめざす	97.6%	97.8%	96.8%	98.0% 以上
8 新規	特定健診受診率			41.8%	60%
9	乳がん検診受診率 解説：早期発見、早期治療が可能な疾患で、若年者のり患が多いことから受診率の向上を図る	62%	64%	52.9%	65%
10	子宮頸がん検診受診率 解説：早期発見、早期治療が可能な疾患で、若年者のり患が多いことから受診率の向上を図る	47%	49%	42.7%	50%
11	胃がん検診受診率	27%	28%	22.6%	30%
12	大腸がん検診受診率	30%	32%	29.3%	35%
13	肺がん検診受診率	48%	49%	33.1%	50%

※実績値（H21）及び中間目標値（H27）は前期基本計画策定時の値です。最終目標値（H32）は中間目標値の達成状況等を勘案して、今回一部見直しをした値です。

※「地域見守りネットワーク構築地区数」「特定健診受診率」は後期基本計画からの新規重点目標指標です。



いきいき元気アップ教室

快適で安全な暮らしを支えるまちづくり

1 交通・情報ネットワークの整備

(1) 道路交通網の整備

現状と課題

道路は、経済の発展や生活の向上をもたらし、住民生活に欠かせないものとなっています。自動車交通の利用のみならず、防災や市街地の形成などさまざまな機能を有しており、まちづくりを進めるうえでも大きな役割を担っています。また、道路は、誰もが安全に安心して利用できる施設であることが求められています。

川棚町では…

- 幹線道路である国道 205 号は整備が進められてきたものの、通勤時間帯や休日などには市街地周辺で交通渋滞が発生しています。これを解消するため、今後も拡幅整備や右折帯の設置などを関係機関に要望し、事業実施に向けて協力をしていく必要があります。
- 長崎自動車道東そのぎインターチェンジと西九州自動車道を結ぶ東彼杵道路の建設については、「計画段階評価」への早期着手を進めることで事業化の実現につなげることになるため、関係自治体及び関係団体と連携を図りながら要望活動を行います。
- 地域幹線道路については、県道大崎公園線、川棚有田線、嬉野川棚線の整備を進める必要があることから、引き続き要望を行っていくことが求められます。
- 生活道路については、歩道の整備や踏切の改良などに取り組んできましたが、生活の利便性と安全性向上の観点から、今後も整備・充実を図っていく必要があります。また、障がいのある人や高齢者などの交通弱者の視点に立った道路整備が求められます。



基本方針

主要な幹線道路の整備を促進し、また、道路橋梁の定期点検を実施することで適正な維持管理に努め、住民の日常生活に密着した生活道路についても誰もが安心して利用できるよう整備を進めます。

施策

① 広域幹線道路の整備充実

- 円滑な交通を確保し、利便性が高く、住みやすい地域社会を築くため、国道205号をはじめとする幹線道路の整備促進に努めます。
- 周辺市町との連携強化や交通時間短縮を図るため、長崎自動車道東そのぎインターチェンジと西九州自動車道を結ぶ東彼杵道路の建設のため、計画段階評価への早期着手を関係機関に要望します。

② 地域幹線道路の整備充実

- 一般県道大崎公園線や主要地方道川棚有田線の道路拡幅改良や歩道の設置により、利便性と快適性、安全性の向上を図ります。
- 一般県道嬉野川棚線の整備を促進し、隣接市町とのネットワークの強化を図ります。

③ 生活道路の整備充実

- 地域内交通の利便性や防災性を高めていくために、生活道路の整備を推進し、長寿命化に努めます。
- 障がいのある人や高齢者などの交通弱者の視点に立って生活道路の整備を充実し、すべての人にやさしい道路づくりを進めます。
- JR九州と連携しながら、踏切の改良を進めます。

(2) 公共交通網の整備

現状と課題

公共交通機関は、住民生活の利便性向上や環境負荷の少ない移動手段として重要な役割を担っています。自家用車の利用や人口減少等により、全国的に鉄道やバス等の地域公共交通機関利用者は減少しているものの、地域における身近な移動手段として公共交通網の整備が課題となっています。

川棚町では…

- 町の東西を通る JR 大村線は、通勤、通学の際の主要な交通機関として、多くの住民に利用されています。駅ホームについては、スロープの設置などバリアフリー化が進められたものの、今後も利便性の向上を図るため、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会を通じて駅舎等の整備をはじめ、ダイヤ改正や列車の増発などを関係機関に働きかけていく必要があります。
- 路線バスについては、近年、利用者の減少から路線の統廃合が進んでいます。バスは、住民の日常生活を支える身近な交通手段であり、路線運行の維持・充実に努めていく必要があります。
- タクシーを利用した移動手段についても活用を図る必要があります。

基本方針

JR 川棚駅駅舎等の整備や、JR 大村線の運行内容の充実に関係機関に働きかけていきます。また、バス交通については、住民の日常生活を支える身近な交通手段として、運行の維持・充実に努めます。



施策

① 鉄道の利便性の向上

- JR川棚駅駅舎等の整備促進を関係機関に働きかけ、駅前広場の整備充実とあわせ、まちの「顔」としてにぎわいのある機能的な空間の創出を図ります。
- 小串郷駅駅舎等の整備に努め、住民の利便性と観光地へのアクセス向上を図ります。
- 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会との連携を図りながら、JR大村線の複線、電化の実現、ダイヤ改正や列車の増発など運行内容の充実を関係機関に働きかけ、鉄道の利便性向上に努めるとともに、その利用促進を図ります。

② バスの利便性の向上

- 路線バスの維持を図るとともに、利用促進を図ります。
- 本町の交通体系の実情に即した交通体系を検討します。

③ タクシーの活用の促進

- 活きいきタクシー利用券の利用促進を図ります。



JR川棚駅

(3) 情報ネットワークの整備

現状と課題

近年の情報通信技術の進展は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。インターネット等の普及により情報の入手が容易となり、住民の利便性向上や地域の活性化など、さまざまな分野における情報ネットワークの活用が期待されています。

川棚町では…

- 町内全域に整備された光ファイバー網を適正に維持管理するとともにインターネットの利用を促進していく必要があります。
- 近年の情報通信技術の進展や情報ネットワークの積極的な活用により、より質の高い行政サービスを提供し、住民福祉の向上と地域の活性化を推進していくことが求められます。その一方で、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が今後の重要課題となります。
- 学校教育の場において、ICTを活用した学習に取り組んできましたが、今後も一層のICT活用の拡充を図っていく必要があります。

基本 方針

電子自治体に向けた基盤整備に取り組むとともに、情報ネットワークの活用により住民福祉の向上と地域の活性化を推進します。また、情報セキュリティ対策の強化や、情報モラルの向上など高度情報化への対応を進めます。



施策

① 地域情報化の推進

- 住民サービスの向上と行政事務の簡素・効率化、高度化を図るため、各種申請・届出のオンライン化などの電子自治体に向けた基盤整備を進めます。また、全町的な情報化の視点に立ち、多様な分野における情報サービスの提供を進めます。
- インターネットの積極的な活用を図り、観光や教育、文化、産業など、さまざまな地域情報に関する受発信機能の充実に努めます。
- 地域情報化を総合的に推進していくため、住民、事業者、行政などの連携強化を図ります。

② 高度情報化への対応

- 各種情報サービスを安全かつ円滑に利用・運用するため、個人情報の取り扱いやコンピューターウイルスへの対応など情報セキュリティ対策の推進に努めます。
- 学校教育など、さまざまな機会をとらえて、高度情報化に関する学習機会の提供を推進するとともに、情報モラルの向上に努めます。

2 快適で住み良い環境づくり

(1) 上水道の整備

現状と課題

水は、生活や経済活動になくてはならないものであり、安全な水に対するニーズも高まっています。安全でおいしい水を安定的に提供するため、継続した上水道事業の取り組みが求められます。

川棚町では…

- 下組高部、上組、堂神酒の各配水池を築造し、給水区域を拡張しました。また、平成24年度から平成27年度まで山道浄水場第7次拡張事業を実施し、浄水場の機能強化や浸水・地震対策を行いました。今後は町内各施設についてのアセットマネジメント^{※1}（資産管理）を行い、耐震化を視野に入れた施設の更新や整備を図る必要があります。
- 「水質検査計画」に基づき水質管理を確実に進めます。老朽管の更新については、単に経年による更新ではなく、漏水の多い管路を選定して整備を行うことにより、断水などの事故を未然に防ぐ必要があります。
- 限りある資源の保全と有効利用という観点から、節水意識の啓発に一層取り組む必要があります。

基本 方針

いつでも安全でおいしい水を安定的に供給するため、災害に強い上水道の整備、拡充を進めるとともに、啓発活動により節水意識の高揚に努めます。

※1 アセットマネジメント：施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って、施設の機能、コスト、リスクのバランスの最適化を図ること。



施策

① 上水道の整備充実

- 主要水道施設について、アセットマネジメント（資産管理）を行い、耐震化を視野に入れた計画的な施設の更新や整備を図ります。
- 町内に点在する中継池、配水池の耐震性を確認し、災害に強い水道施設の整備を検討します。

② 維持管理体制の充実

- 水源水質から末端給水まで、水質管理体制の充実を図ります。
- 管路の更新については、単に老朽管を行うだけでなく、漏水の多い管路を選定して効果的に計画します。

③ 節水意識の高揚

- 節水意識の高揚を図るため、啓発活動を積極的に行います。

関連計画

- 川棚町水道ビジョン
- 水質検査計画

(2) 下水道等の整備

現状と課題

公共下水道は、住民が健康で快適な生活を営む上で不可欠な事業です。今後も下水道事業の推進により、住民の居住環境の改善と水質保全を図ることが大切です。

川棚町では…

- 生活排水等による公共水域の汚濁防止と生活環境整備を図るため、計画的に公共下水道処理区域の拡大を図り、平成26年度末現在、整備済処理区域面積は295ヘクタール、整備率は80.8%に達しています。しかし、本町の公共下水道事業も着手以来25年以上が経過し、下水処理場をはじめとする下水道施設の計画的な改築・更新が必要となります。また、大村湾の水質保全対策、上水道の水源である川棚川の水質保全対策及び水資源の有効活用のため、今後の公共下水道計画区域の拡大及び高度処理等に課題が残されています。
- 下水処理区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置が行われています。今後も住民の衛生的で快適な生活のため、設置を促進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の修繕・改修については、設置者に協力を求めることが必要です。

基本 方針

公共下水道整備区域の拡大や下水道処理施設の計画的な整備など公共下水道事業の整備・維持管理に取り組むとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、衛生的で快適な住み良いまちづくりをめざします。



施策

① 下水道の整備

- 衛生的な住環境を整備するとともに、河川及び大村湾の水質保全を図るため、公共下水道未整備区域への下水道管布設を計画的に進めます。

② 下水道の適正な維持管理

- 下水道処理施設の改築等の計画的な実施及び長寿命化に取り組み、適正な下水道の維持管理に努めます。また、下水道整備済地区内の水洗化促進に努め、未水洗化世帯の解消を図ります。

③ 高度処理施設等の整備検討

- 大村湾の水質保全及び水資源の有効活用に向け、下水処理水と下水道汚泥の有効利用について検討します。

④ 合併処理浄化槽の設置促進

- 住民負担の軽減を図りながら、合併処理浄化槽の設置を推進します。

関連計画

- 川棚町污水处理構想
- 川棚町公共下水道アクションプラン（仮称）



川棚浄化センター

(3) 住宅環境の充実

現状と課題

少子高齢化の進行や、空き家問題、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、居住環境を取り巻く状況が大きく変化しているなか、定住促進のための優良な宅地の供給が求められています。

川棚町では…

- 豊かな自然や、佐世保市に隣接しているなどの好条件を活かし、住宅ニーズの動向をふまえた民間開発の適切な誘導を図っていく必要があります。
- 老朽化した町営住宅について建て替えや、公共下水道整備区域の拡大に伴う下水道接続工事など住環境の向上に取り組んでいます。今後、高齢化への対応や安全性の確保などをふまえながら、施設の維持・修繕や長寿命化を進めていく必要があります。
- 自治会の要望に基づく生活道路の整備や街区公園^{※1}の整備など居住環境の向上に取り組んでおり、今後も引き続き住民との協働のもと住み良い環境づくりに取り組むことが求められます。
- 倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家（特定空家^{※2}）問題の解消や空き家バンク制度の構築等に取り組む必要があります。

基本 方針

民間による良好な宅地の開発を促進するとともに、空き家問題の解消、町営住宅の維持・修繕や長寿命化に努め居住環境の向上を図ります。

※1 街区公園：主として公園から250mの範囲内の街区に居住する者の利用を目的とする公園で、1箇所あたり面積0.25ヘクタールを標準として配置する。

※2 特定空家：次のいずれかの状態にある空き家を指す。倒壊等著しく保安上危険のおそれがあるもの、著しく景観を損なっているもの、著しく衛生上有害となるおそれがあるもの、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切なもの。



施策

① 良好な宅地の供給促進

- 民間による良好な宅地の開発を促すため、適切な開発指導に努めます。

② 町営住宅の整備充実

- 耐震化などの安全性や、高齢社会に対応するバリアフリー化などの視点をふまえながら、良好な町営住宅の維持・修繕に努めます。
- 既設の町営住宅について、「川棚町公営住宅等長寿命化計画」に沿って、住環境の「質」の向上を図ります。

③ 居住環境の向上

- 高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の改造や増改築を助成します。
- 生活道路の整備充実や身近な公園、下水道などの整備を図るとともに、住民参加のもとに緑化や個性ある景観づくりを推進し、総合的な居住環境の向上に努めます。

④ 空き家対策の推進

- 特定空家問題の解消を図るとともに空き家バンク制度の構築に取り組みます。

関連計画

- 川棚町公営住宅等長寿命化計画



町営住宅

(4) 廃棄物の適正な処理

現状と課題

深刻化する環境問題に対応するため、住民一人ひとりが身近なことから具体的な取り組みを行う必要があります。ごみの減量や分別、新エネルギーの普及等、資源循環型社会の構築を推進していくことが求められます。

川棚町では…

- 東彼地区保健福祉組合に事務委託し、し尿、ごみを収集・処理しています。ごみ処理については、ごみ処理施設の老朽化が課題となっていました。現在、新しいごみ処理施設の建設計画が進んでいます。
- ごみの分別収集や生ごみの堆肥化に関する講習会の実施など、ごみの減量や

リサイクルに関する周知・啓発に取り組んでいます。今後、環境保全を図るためにも、一般家庭や事業所などから排出されるごみの量を減らしていくとともに、資源として利用できるものは積極的にリサイクルしていくことが必要です。

基本 方針

ごみ処理施設の整備を進めるとともに、住民意識の啓発によってごみの減量化及びリサイクルに努めます。また、産業廃棄物対策の推進を図ります。



施策

① ごみの減量化とリサイクルの推進

- 分別収集や関係法令の周知に努めるとともに、リサイクルに向けた取り組みを促進します。
- ごみの減量を呼びかける広報啓発活動を充実するとともに、各種団体や地域住民による資源ごみ集団回収事業（廃品回収活動）やリサイクル運動を促進します。

② ごみ処理施設の整備

- 最終処分場の負担を抑えながら、将来におけるごみの量や質などの変化に対応できる処理施設の建設を進めていきます。

③ 産業廃棄物対策の推進

- 産業廃棄物については、排出量の抑制や再利用を促進するとともに、県や関係機関との連携を図りつつ、適正処理や公害発生防止の指導に努めます。



清掃工場

(5) 移住・定住の促進

現状と課題

人口減少と少子高齢化の急速な進行により、活力が低下してきている地域が多くなっています。特に、大学などの高等教育機関のない地域、若者が就職を希望するような企業が少ない地域では若い人たちが東京をはじめとする大都市圏に流出しており、大きな問題となっています。

川棚町では…

●本町の人口は、減少傾向にあり、その傾向が今後も続いていくとの予測がなされています。特に10代後半から20代にかけて転出超過の状態となってお

り、人口減少の大きな要因の一つとなっています。そのため、人口減少の克服のためには、定住者を増やすことが重要です。

基本 方針

本町の魅力を広くPRするとともに、空き家バンク制度やお試し滞在の環境整備などにより移住・定住者の増加を図ります。



施策

① 情報発信・本町の魅力PRの推進

- 町のホームページをはじめ、全国移住ナビや都市圏でのU・I・Jターン相談会などを活用した情報発信を進めます。
- 地域おこし協力隊を募集し、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進します。

② 空き家バンク制度の整備

- 移住希望者が居住する際に活用できるよう空き家バンク制度を整備します。

③ お試し滞在環境の整備

- 本町への移住を検討する際にお試しで滞在することができる環境を整備します。

④ 婚活の支援

- 町内居住可能性のある独身男性・女性に出会いの場を提供することにより、町内に移住・定住する人の増加を図ります。

⑤ 農山村の活性化

- 「農山村活性化計画」を策定し、定住促進等に寄与する基盤整備に取り組みます。
- 農業後継者や新規就農者、他産業からの新規参入者等の確保、育成を図るため、相談・指導の充実や就農希望者の受け入れ態勢の整備を図ります。
- 産地直売所など集落ビジネスの育成に取り組みます。

3 環境保全と美しい景観づくり

(1) 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、人々の憩いの場や子どもの遊び場としてだけでなく、レクリエーション活動での利用や災害時の避難場所など多様な機能を持っており、その役割は非常に重要となっています。

川棚町では…

- 中央公園をはじめとした設置年次が古い公園施設については老朽化が進んでおり、今後の計画的な修繕や補修が必要となっています。
- 多くの自然に囲まれた大崎半島一帯は、住民や来訪者にとってやすらぎの場です。今後は、かけがえのない自然環境の保全に取り組むとともに、まちづくりにおける大崎半島の活用を図っていくことが求められます。
- アダプト・プログラム^{※1}等の手法を用い、町内の公園や河川、海岸等に対する環境美化、維持管理を住民と行政との協働により実施しています。また、地区や団体へ花苗を提供し、緑化を推進しています。今後も、地域住民との連携のもと、交流、ふれあいの場として、また、緊急時の避難場所などとして、住民に身近な公園・緑地の維持管理に努めていく必要があります。

基本方針

住民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所として、地域の特性や要望に応じた公園・緑地の整備を図るとともに、住民と行政との協働のもと、公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

※1 アダプト・プログラム：一定区画の公共の場所を「養子」にみたて、住民が里親となって「養子」の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援する。住民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めるもの。



施策

① 公園・緑地などの整備、保全

- 住民のやすらぎの場、ふれあいの場としての機能が発揮できるよう、地域に身近な公園の整備、保全に努めます。また、県と連携を図りながら、水に親しむことのできる親水空間の整備を進めます。
- 県立大崎自然公園や虚空蔵山周辺の緑を保全し、身近な自然として活用していくための整備を促進します。
- 県との連携を図り、埋立地への多目的広場の設置を進めます。

② 公園・緑地の維持管理の充実

- アダプト・プログラム等の推進により、住民と行政の協働のもと、公園・緑地の維持管理機能の充実を図ります。

③ 緑化の推進

- 住民の自主的な緑化活動の支援に努めます。



川棚大崎自然公園風の広場

(2) 美しい景観の保全

現状と課題

景観は、住んでいる人だけでなく、訪れた人の心にも残る、まちのイメージとなります。住民や事業者等の理解・協力のもと、美しい景観づくりに取り組んでいくことが求められます。

川棚町では…

- 虚空蔵山周辺の「悠久の森」や「日向の棚田」を保存し、将来に継承するため、その整備に取り組んできました。また、個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみとして平島地区が、県の景観資源として登録認定されています。本町の美しい自然や農業・漁業集落は、後世に伝えていくべき川棚町の貴重な財産であり、今後もそれらの魅力ある景観を守っていくことが重要です。
- 年2回の町内一斉清掃や、アダプト・プログラム等による河川、海岸の美化活動が実施されています。限りある自然環境を守るため、今後も行政と住民、事業者の連携のもと、自然景観の保全に取り組むことが必要です。

基本方針

山林や川、海、農業・漁業集落などそれぞれが持つ美しい景観や環境を守り、川棚らしさを受け継いでいくため、住民、事業者、行政の相互協力のもとでの取り組みを進めます。

施策

① 川棚町らしい景観づくり

- 住民、事業者、行政の相互協力により、川棚町らしい、個性と魅力のある景観づくりに努めます。

② 自然景観の保全

- 住民による環境美化運動を支援し、美しい自然景観を創出します。

③ まちなみの整備

- 市街地における緑化の推進など、川棚町にふさわしい景観整備を図ります。
- 農業・漁業集落については、家並みや地域の緑化、集落環境美化など住民主体の美しい集落づくりの取り組みを支援します。
- 景観上放置することが不適切な特定空家問題の解消に努めます。



(3) 環境にやさしい地域づくり

現状と課題

人々の生活様式の変化が進むなか、地球温暖化や大気汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しています。将来に向けた、環境にやさしい持続可能な低炭素社会・循環型社会を目指し、住民・事業者・行政の各主体があらゆる場や機会環境教育や保全活動を展開することが大切です。

川棚町では…

- 環境教育の推進や広報などを通じた啓発活動に取り組み、減少傾向にあるものの、空き缶などポイ捨てや、山間部、河川及び海岸での不法投棄は依然としてみられます。そのため、今後も環境保全の意識づくりを住民、事業者、行政が協力して進めていく必要があります。
- 公害対策については、水質、大気、騒音、振動、悪臭について毎年定期的に調査

を実施し、公害発生源となる事業者などに対しては関係機関と連携を取り指導を行っています。今後も監視を継続し、公害の未然防止に取り組んでいく必要があります。また、河川や大村湾についても水質保全対策をより一層推進し、水質の悪化を抑制することが重要です。

基本方針

住民、事業者、行政が互いに協力しあい、環境保全意識を高めながら、環境にやさしいまちづくりを推進します。取り組みにあたっては、地球全体をも視野に入れ、身近なところから着実に進めていきます。

施策

① 総合的な取り組みの展開

- 住民、事業者、行政の連携による環境保全活動を推進します。

② 環境に対する意識の啓発

- 学校教育及び社会教育において環境教育の充実を促進するとともに、環境に関する実践的な学習を推進します。
- 広報などを通じて環境問題に関する情報発信を充実し、環境保全に関する意識啓発を図ります。

第2章 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり

③ 環境美化活動の促進

- 社会教育関係団体等が実施する資源ごみ集団回収事業を支援し、住民による美しいまちづくりを推進します。
- ごみの不法投棄防止については、さまざまな機会を通じて積極的に啓発活動を推進するとともに、保健所、警察との連携を図りながら監視パトロールに努めます。
- 衛生上放置することが不適切な特定空家問題の解消に努めます。

④ 公害防止対策の推進

- 事業所などに対し、公害を未然に防止していくための監視や指導を充実します。
- 下水道や合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、住民に対する生活排水対策やごみの減量化などを啓発し、生活型公害^{※1}の防止を図ります。

⑤ 地球温暖化防止対策の推進

- 「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」等に基づき、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

※1 生活型公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害。原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。



(4) 石木ダム建設による周辺地域整備

現状と課題

ダム建設にかかる諸問題の早期解決を図り、今後のまちづくりに活かしていくため、周辺地域整備を進める必要があります。

川棚町では…

- 県が建設計画を進めている石木ダムは、川棚川総合開発事業の一環として、川棚川と石木川の治水や川棚町の水道用水・農業用水等の安定確保、佐世保市の水資源開発を目的とした多目的ダムです。本町にとっては、ダム周辺地域の道路整備や生活環境整備、スポーツ・レクリエーション施設などの整備を行い、木場浮立や棚田などの地域資源を活用することで地域住民との交流が増え、魅力あるまちづくりが見込まれることから、石木ダム建設にかかる関係者等との諸問題を解決し、総合的な地域の振興策を検討していく必要があります。

基本方針

石木ダムの建設に伴い、やすらぎのある生活環境づくりを進めるとともに、活発な交流が生まれ、川棚町のまちづくりの新たな拠点となるような魅力的な地域の創出を図ります。

施策

① ダム建設理解に向けての取り組み

- 地域住民の生活基盤の確保に十分に配慮を行いながら、ダム建設に向けて長崎県及び佐世保市と連携し、早期解決を図ります。

② 周辺地域整備の推進

- 県道や町道、農林道網の整備により、周辺地域との多様な交流空間の整備を進めます。
- 豊かな自然や産業、景観などとダム湖を活かした水辺のレクリエーション地域の整備を進めます。
- 湖畔の環境を活かし、子どもから高齢者までが集えるスポーツ広場等の整備を進めます。
- ダムの建設に伴い、生活環境、産業、観光、福祉など多方面から、まちの魅力を高めるための振興策を検討し、計画的な推進を図ります。

4 安全・安心の確保

(1) 災害に強いまちづくりの推進

現状と課題

災害から住民の生命と財産を守り、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割です。高齢化の進行など社会環境、生活環境の変化により、消防・救急需要は多様化しており、関係機関と連携した防災体制の充実が求められています。

川棚町では…

- 消防団や佐世保市に委託している常備消防、警察などとの連携による防災活動体制に加え、防災行政無線（同報系）やメールでの防災に関する情報連絡体制が整備されています。しかし、防災行政無線（移動系）については老朽化が進んでおり、その対応が今後の課題となっています。
- 消防ポンプ車・積載車などの消防設備については、使用が長期にわたっているものもあることから、計画的な更新を進めています。また、近年、消防団員が定員を割る状況が続いており、かつ町内19地区で組織されている婦人防火クラブについては、会員の高齢化が課題の一つとなっています。災害時に支援が必要な高齢者など多いことから、消防団の組織強化を図り、地域に密着した活動を進める必要があります。
- 災害に強い地域づくりを目指して、災害時の被害を軽減するため、「自主防災組織」の結成を促し、この活動を通じて、自助・共助の強化、地域の防災力の強化に取り組む必要があります。

基本 方針

総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図るとともに、住民の防火、防災意識の高揚に努め、災害に強いまちづくりを推進します。



施策

① 総合的な防災体制の確立

- 防災基盤である災害活動体制、情報連絡体制、消防救急体制、相互応援体制など、災害全般にかかるさまざまな体制を総合的に整備します。
- 有事の際における住民の生命、身体、財産を保護するため、「川棚町国民保護計画」に基づき、関係機関との連携のもと、迅速かつ的確な国民保護措置を推進します。
- 自主防災組織の拡大を図ります。

② 消防力の強化

- 小型動力ポンプなど消防設備の整備や老朽化した設備の更新に努め、消防力の強化を図るとともに、消火栓、防火水槽を計画的に設置します。
- 消防団の強化及び活力ある消防団づくりに努めるとともに、婦人防火クラブの組織拡大を図ります。
- 消防団や地域住民が相互に連携し、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの避難行動要支援者を支援する体制づくりを進めます。

③ 消防・防災対策の推進

- 県と連携して、土砂災害危険箇所の調査を実施することとし、また、砂防事業などの対策を推進します。
- 浸水被害を未然に防ぐため、河川改修やダム整備など治水事業を推進するとともに、排水施設の整備による雨水対策に取り組みます。
- 防火、防災意識の高揚と防火、防災に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

④ 救急体制の充実

- 常備消防による救急医療体制の充実に努めます。

関連計画

- 川棚町地域防災計画
- 川棚町国民保護計画

(2) 防犯体制の充実

現状と課題

近年、全国的に犯罪の高齢化、低年齢化などが進行しており、内容も複雑化しています。また、住民のコミュニティ意識の希薄化や生活様式の多様化に伴い、地域社会が伝統的に有していた犯罪抑止機能が低下しています。

川棚町では…

- 児童の登下校時を中心に、さまざまな団体が自主的に児童の見守り活動や地域のパトロール活動を展開しており、今後も地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ取り組みを推進する必要があります。また、さまざまな啓発活動を通じ、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ることが求められます。
- 住民が犯罪にあわないようにするため、防犯灯の設置や有害図書の排除など、防犯環境の整備を進めるとともに、特殊詐欺犯罪など多様化する犯罪に対して防犯意識の高揚を図ることが必要です。
- 複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談・指導体制を充実するとともに、消費者教育の充実などによる消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要があります。

基本 方針

犯罪のない安全・安心なまちづくりをめざし、関係機関との密接な連携を図りながら、防犯意識の高揚と防犯対策の充実を住民と一体となって推進します。



施策

① 防犯意識の高揚

- 警察など関係機関と連携のもと、防犯に関する啓発活動を充実し、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

② 防犯活動の推進

- 住民活動による防犯活動を支援、促進するとともに、住民や事業者との協働のもと住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

③ 防犯環境の整備

- 犯罪を防止するため、防犯灯の整備を推進します。
- 有害図書や有害チラシの排除などを推進し、防犯環境の整備に努めます。
- 防犯上放置することが不適切な特定空家問題の解消に努めます。

④ 消費者保護の推進

- 消費者意識の向上のため、消費者教育や広報による啓発、消費生活情報の提供に努めます。また、消費者団体の育成や消費生活相談体制の充実を図り、消費者保護体制を強化します。

(3) 交通安全の推進

現状と課題

自動車や自転車による交通事故、違法駐車や放置自転車によって、住民の安全・安心が脅かされています。そのため住民一人ひとりが、交通ルールの順守、マナーの向上、自転車等の放置禁止を推進していく必要があります。

川棚町では…

- 交通指導員や交通安全母の会など関係機関の協力のもと、街頭指導や交通安全に関する啓発活動に取り組んでいます。しかし、国道での事故や、高齢者による事故は依然として多く、引き続き交通安全教育や街頭指導などを通じて交通安全意識の高揚に取り組んでいく必要があります。
- 道路、信号機、横断歩道、道路標識などの設置及び改良等については、自治会等からの要望に応じて必要な箇所から整備を行っています。また、公安委員会が設置するものについては、川棚警察署へ要望を行っています。今後も、交通量の増加に伴い、交通安全の確保と交通の円滑化を図るため、計画的に道路、交通安全施設の整備に取り組んでいく必要があります。

基本 方針

住民を交通事故から守り、安全・安心な生活を確保するため、交通安全教育や街頭指導などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。



施策

① 交通安全意識の高揚

- 小中学校において、交通規則に関する知識の普及など交通安全教育を推進します。また、幼児の交通安全対策教育については、保護者ぐるみで実施します。
- 高齢者については、老人クラブなどの組織を通じた指導を充実します。
- 平素からの交通安全運動はもとより、交通安全運動期間を中心に広報の強化に努めるとともに、街頭指導などを引き続き実施します。
- 交通指導員などを中心に、地域住民による交通安全組織の育成強化に努めます。
- 違法駐車に対する指導取締りの要請や放置自転車対策を進め、安全で快適な環境の確保に努めます。

② 交通安全施設の整備推進

- 幼児、障がいのある人、高齢者などの交通弱者の安全確保を図るため、点字ブロックや段差解消など生活道路の計画的な改良に努めます。
- 歩道と車道の分離やガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を促進するとともに、信号機、横断歩道、道路標識などの設置について、関係機関に要請します。

関連計画

- 第9次川棚町交通安全計画



交通安全

「第2章 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり」の重点目標

第2章の施策に取り組むなかで、めざすべき具体的な数値目標を以下に示します。

No.	指標名	実績値 (H21)	中間目標値 (H27)	実績値 (H26年度末)	最終目標値 (H32)
1	町道改良率	56.6%	57.7%	57.3%	58.2%
	解説：町道整備計画を参考に設定（計算式＝規格改良済延長／実延長）				
2	JR川棚駅の1日の利用者数	2,024人	2,000人	2,025人	2,000人
	解説：減少傾向にあるなかで、現状維持を目標とする				
3	上水道普及率	99.49%	99.51%	99.72%	99.80%
	解説：川棚町水道ビジョンに基づき設定				
4	有収率	87.2%	89.1%	87.5%	88.0%
	解説：川棚町水道ビジョンに基づき設定				
5	公共下水道汚水処理整備率	77.0%	85.0%	81.0%	87.0%
6	年間ごみ発生量	4,181 t	4,080 t	4,156 t	4,080 t
	解説：家庭系ごみと事業系ごみの合計				
7	町民一人あたりの都市公園面積	9.4m ² /人	9.4m ² /人	9.7m ² /人	12.5m ² /人
8	町施設からの年間二酸化炭素排出量	1,451,091kg	1,438,563kg	1,444,698kg	1,438,563kg
	解説：川棚町エコタウンオフィスプランに基づき設定				
9	消防団の組織率	96.9%	100%	93.8%	100%
	解説：消防団員の定数を確保することを目標に設定（計算式＝実員数／定数）				
10	自主防災組織の組織率	67.4%	70%	71.1%	100%
	解説：最終的には全地区で自主防災組織を設置することを前提に、今後5年間では組織率100%をめざす				

※実績値（H21）及び中間目標値（H27）は前期基本計画策定時の値です。最終目標値（H32）は中間目標値の達成状況等を勘案して、今回一部見直しをした値です。

※前期重点目標指標「ブロードバンド整備率」「交通事故死亡者数」は目標を達成したため未掲載としています。



消防団

豊かな人間性、 魅力ある生活文化を 育むまちづくり

1 生涯学習の推進

(1) 社会教育の充実

現状と課題

豊かな人間性を育むために、住民が生涯にわたって自由に学ぶことができ、学びを通じた一人ひとりの活動や知識をさまざまな場面で活かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。また、社会情勢が変化するなかで子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭の教育力向上や地域全体での健全育成が重要となります。

川棚町では…

- 町内には多くの自主学習グループが活動しており、歴史・文化財等の資源活用に関しても川棚史談会の協力のもと歴史探訪ツアーを実施しています。今後も住民の積極的な学習活動を支援するため、学習に関する情報提供に努めるとともに、住民のニーズに応じた学習内容の充実を図る必要があります。
- 建設から30数年を経過している中央公民館は一定の改修工事が完了したものの、公会堂においては、ステージの幕類の更新が今後の課題となっています。また、公民館図書室においても、その機能充実を図ることが求められています。今後も、多様化する利用者ニーズに対応していくために、施設の整備・充実に努める必要があります。
- 町内には社会教育関係団体やサークル等、自主的に活動する団体が多くあります。これらの団体のなかから、生涯学習にかかる指導者を発掘、養成することは、生涯学習のさらなる活性化につながります。今後は各種団体の活動支援を行いながら、学習成果としてのボランティア活動の推進や人材育成に努めることが重要です。



- 有害情報の氾濫、核家族化、少子高齢化、地域の連帯感の希薄化など青少年を取り巻く環境が大きく変化するなか、青少年の健やかな成長を育むためには、関係団体との連携のもと、家庭、学校、地域が一体となって健全育成活動を進める必要があります。
- 学校や母子保健事業を通じて家庭教育に関する啓発・相談を実施しています。社会環境の変化に伴い、家庭教育の重要性がますます大きくなっていることから、保護者に対する学習機会の提供や相談事業を通じて家庭教育の充実を図ることが求められます。

基本方針

住民の自発的な学習活動を支援していくために、多様な学習機会や学習情報の提供、指導者の発掘・養成に努めるとともに、学習活動の場となる施設の整備、充実を図ります。また、家庭、学校、地域などが一体となって青少年の健全育成に取り組むとともに、保護者に対する学習機会や相談事業を通じて家庭教育の充実を図ります。

施策

① 学習機会の充実

- さまざまな媒体を通じて広く生涯学習情報の提供に努めるとともに、住民のニーズに応じた学習内容や学習機会を提供します。
- 本町の恵まれた自然をはじめ、歴史・文化財等の資源を活用した学習機会の充実に努めます。

② 施設の整備、充実

- 中央公民館、公会堂などの社会教育施設の維持・整備に努め、生涯学習活動を支援します。
- 住民の学習活動に有効に活用できるよう、公民館図書室と小・中学校図書室や他の公共図書館との連携を図り図書館機能の充実に努めます。

③ 人材の発掘、養成

- 社会教育関係団体や自主的なグループ、サークル等の育成・支援を行うとともに、生涯学習に関する指導者の発掘、養成を推進します。
- 生涯学習によって得た知識や技術など、その学習成果をボランティア活動に活かす場づくりに努めます。

④ 青少年の健全育成

- 各種青少年団体・グループを育成し、自主的活動と相互交流を支援します。また、さまざまな活動を支えるリーダーの養成に努めます。
- 青少年の自然体験活動やボランティア活動、地域行事への参加を促進するとともに、他地域の青少年との交流や国際交流活動を充実します。
- 青少年の活動の場と活動機会を提供するため、青少年活動施設の整備、充実に努めます。
- 学校支援会議、青少年育成町民会議、子供育成会連絡協議会との連携を図りながら、家庭、学校、地域が一体となって、さまざまな青少年問題の解消と青少年の健全育成に取り組みます。

⑤ 家庭教育の充実

- 子どもの教育に関する親の学習が積極的に進められるよう、各種教室・セミナーなどの開催に努めるとともに、家庭教育に関する啓発を推進します。
- 子育てに関する不安や悩みに適切に対応するための相談機会の充実に努めます。



青少年文化フェスティバル

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

現状と課題

生活習慣病対策や低年齢層の体力向上など、健康づくりのための運動への関心、重要度は、高まっており、スポーツ・レクリエーション活動は健康・体力づくりや住民の交流の場として重要な役割を果たしています。

川棚町では…

- 体育館、野球広場、テニスコート、柔剣道場などの拠点的施設の整備を図るとともに、住民が気軽に利用できる身近なスポーツ施設として学校体育施設の開放を推進してきました。今後、広く住民がスポーツやレクリエーション活動に参加し、楽しむことができるよう、既存の施設及び新たな施設についての整備を継続して進めていくことが求められます。
- 各種スポーツ大会や体育の日の行事、健康づくり事業などを実施してきまし

た。今後、高齢者の生きがいづくりや健康維持のため、また、障がいのある人の社会参加のため、さらには生涯学習の一環として、住民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の振興を図っていく必要があります。

- 青少年の競技スポーツがさかんに取り組まれているなか、勝敗にとらわれず健全育成を目的とするためにも、優れた指導者の養成、確保が必要です。

基本 方針

すべての住民が生涯にわたって気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるよう、施設の整備、充実を図るとともに、その機会を提供するための各種大会や教室などの開催に努めます。また、住民の多様なニーズに対応するため、指導者の発掘、養成に努めます。



施策

① 施設の整備、充実

- スポーツ施設について、必要な改修を進めるとともに、それぞれの施設の維持管理に努め、住民の幅広い利用を促進します。
- 住民の身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設の開放を積極的に進めます。
- 県との連携を図り、埋立地へのレクリエーション施設の設置や整備を進めます。

② スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 広報などを通じて、スポーツやレクリエーションの行事などに関する情報を広く住民に提供するとともに、多様なスポーツ教室やスポーツ大会、健康づくり活動などを定期的に開催し、住民の自発的な参加を促進します。
- 長崎がんばらんば国体で広く町民に認知されたホッケー競技等の普及に取り組めます。
- 既存の団体はもとより、高齢者や障がいのある人の社会参加や交流の促進、親子のふれあいなど、それぞれの目的にあったグループづくりを支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの自主的な活動に対する協力などを行います。

③ 指導者の確保、養成

- 優れたスポーツ指導者、リーダーを養成するため研修会の参加に対する支援などを行います。
- 地域の身近なスポーツ活動を支えるため、新たな指導者の確保に取り組めます。



町民大運動会



(3) 幼児教育の充実

現状と課題

幼児期は人間形成の基礎が養われる時期であり、幼児教育は、同世代との集団生活を通じて、交流や基本的な生活習慣を身につけるために重要なものです。

川棚町では…

- 現在、年々少子化が進むなかで、園児数は減少してきているものの、幼児の自主性や創造性を伸ばし、のびのびと育つ環境をつくるため、幼児教育の充実を図ることが求められます。

基本方針

幼児の心身の健全な発達を促すため、家庭、地域、保育園、認定こども園、学校などが一体となって幼児教育の充実に努めます。

施策

① 幼児教育の充実

- 幼児一人ひとりの心身の健全な発達や基本的な生活習慣の定着を促す教育の支援に努めます。
- 集団教育、個別支援など幼児教育を行うなかで、教育内容の改善、充実を推進するとともに、保育園や認定こども園、学校との連携・交流を図ります。
- 保護者、幼児と地域住民がふれあう機会の充実に努め、幼児教育の重要性について、理解と認識を深めていきます。

(4) 学校教育の充実

現状と課題

学校教育では、学ぶ意欲の低下や学力格差、いじめや不登校、生活習慣の乱れといったさまざまな問題があるなかで、子どもたち一人ひとりが、時代や社会の変化に対応して、たくましく生きることができる力を育成することが求められています。

川棚町では…

- 情報教育や国際教育、さまざまな体験学習など特色ある教育を実施してきました。これからは、アクティブラーニング^{※1}を軸とした学力向上と、子どもたち自らが学び、考え、主体的に判断する「生きる力」を育むことが求められます。そのため、地域と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの個性に応じ、きめ細かな支援ができるよう、教育内容の充実に、より一層努めていく必要があります。
- 中学校では、生徒の生活上の問題や悩みに対する相談、指導・助言の機会充実のため、心の教室相談員（校内・校外）を配置しています。また、県のスクー

ルカウンセラー配置事業・スクールソーシャルワーカー活用事業、町のスーパーバイザー派遣事業等を活用し、児童生徒の心の問題に対応しています。今後も引き続き実施し、いじめや不登校などに対して家庭や地域、学校が一体となって適切な対応を図っていく必要があります。

- 学校給食については、児童生徒へ安全でおいしい給食の提供に取り組んでおり、今後も、地産地消や食育の視点をふまえながら学校給食の充実を図る必要があります。また、規則正しい生活習慣の定着による児童生徒の健やかな体を育てていくことが求められます。

※1 アクティブラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法。



●学校施設については、各学校の校舎及び体育館は平成24年度にすべて耐震工事が完了し、最低限必要な老朽化改修もあわせて実施しています。今後も経年による老朽化は各施設において顕著になると思われることから、安全性を第一に考え適正な整備や維持管理を行っていく必要があります。また、スロープの設置や段差の解消など、イン

クルーシブ教育システム^{※1}の構築の観点からも、障がいのある児童生徒に配慮した施設整備を行うとともに、地域住民の生涯学習の場として活用するためにも、継続して進める必要があります。さらに、給食センターについても、施設・設備の老朽化が進んでいることから、今後の施設維持が課題となっています。

基本方針

一人ひとりの能力と適性に応じた教育を実践するとともに、情報教育、環境教育、国際教育、福祉教育、食育など、多様な教育や体験を通して豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。

また、学校施設や設備については、安全性を第一に考え必要な改修や維持管理を進めます。

施策

① 確かな学力の定着

- 基本的な学力の定着と児童生徒一人ひとりの能力や適性を伸ばす教育を推進します。
- 情報化に対応できる子どもを育成するため、タブレットパソコン等の情報機器の環境整備をさらに進め、子どもたちの情報活用能力の育成を推進するとともに、情報モラルの向上に努めます。
- 外国語指導助手（ALT）を配置し日常的に話す機会を設けることで、外国語コミュニケーション能力の育成に努めます。
- 心身に障がいのある児童生徒等に対し、教育相談活動を充実するとともに、一人ひとりの適性や障がいの程度に応じた学習指導を行い、特別支援教育の充実に努めます。
- 適切な指導の推進と研修・研究活動の充実を図り、教職員の資質の向上に努めます。
- 地域や家庭と連携し、児童生徒の健全な育成における家庭教育の果たす役割などについて啓発に努めます。

※1 インクルーシブ教育システム：障がいのある子どももいない子どももともに学ぶ仕組み。

② 豊かな心の育成

- 環境教育、福祉教育、人権教育など社会の変化に対応する教育を積極的に推進します。
- 農業体験やボランティア活動といった参加・体験型の学習内容を取り入れた、地域に密着した教育を推進します。
- 児童生徒が、創造的活動に積極的に取り組む資質や能力を育て、「生きる力」を育めるよう、ゲストティーチャー（講師）を招き、地域と連携した総合学習の時間を充実します。
- 児童生徒の職業観や知識・技能を身につけ、将来の職業や生き方について自覚するよう、キャリア教育を推進します。
- 各校に、いじめ問題等対策委員会を設置し、校内支援体制の充実を図るとともに、臨床心理士など専門家のアドバイスを受け、いじめ問題をはじめ、児童生徒の生活上の問題や悩みに対する相談、指導、助言の機会を充実します。
- 家庭や地域社会と学校との連携を深め、児童生徒の非行やいじめ、不登校といった問題行動の早期発見と未然防止に努めます。
- 教育指導主事と保健師等が連携を図り、就学前幼児の情報共有及び就学に関する相談の実施に努めます。

③ 健やかな体の育成

- 地場産農水産物の活用を図るとともに、栄養バランスのとれた安全で安心な給食の提供や、食育の充実に努めます。
- 早寝、早起き、朝ごはんの徹底など、規則正しい生活リズムで健康な生活が送れるよう、学校・家庭での正しい生活習慣の確立に努めます。



④ 学校施設・設備の整備、充実

- 今後、施設の長寿命化を見据え、大規模な整備が必要となることが予想される学校施設については、児童生徒数の動向を見据えながら、必要度や立地、整備時期などを総合的に検討し、計画的な整備推進を図ります。
- 各学校施設の安全性を第一に考え、必要な改修や維持管理を行います。
- スロープの設置や段差の解消など障がいのある児童生徒に配慮した施設整備に努めます。
- 学校と地域社会の連携による放課後児童の健全育成活動、地域住民の生涯学習活動等を実施するための場として、学校施設の活用を進めていきます。
- 給食施設・設備の補修等及び衛生管理を徹底します。



タブレットパソコンを利用した授業

2 文化・芸術、交流の振興

(1) 文化・芸術の振興

現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化により、心の豊かさや生きがいを求める人が増えており、文化・芸術に対するニーズが高まっています。

川棚町では…

●文化協会を中心にさまざまな文化・芸術サークルが活動しており、総合文化祭や文化講演会など各種の文化行事を定期的に開催しています。今後も、住民自らが文化・芸術活動に参加し、その成果を発表できるような環境を整備していくとともに、文化・芸術活動を通じてまちの活性化を図る必要があります。

●文化財については、埋蔵文化財の発掘や民俗芸能「浮立」の活動支援、史跡案内板の補修等に取り組んできました。今後とも、本町の多彩な文化遺産を地域資源として誇れるものとしていくため、文化財を再認識し、保存・継承していくとともに、生涯学習などの機会を捉えて有効に活用していくことが重要です。

基本 方針

文化講演会などの文化事業に継続して取り組むとともに、文化協会と連携を図りながら文化団体・サークルの育成に努め、活動の成果を広く発表できる機会や場を提供するなど、文化・芸術活動の振興を図ります。

また、文化財については、数多く残る有形、無形の文化財の保護・保存と継承に努めるとともに、郷土学習の教材や観光振興を図るための資源としての有効活用を進めます。



施策

① 文化・芸術事業の推進

- 住民に芸術文化の鑑賞の機会を提供するため、総合文化祭や文化講演会などの事業を充実するとともに、質の高い魅力ある文化事業の展開に努めます。
- 住民の文化、芸術の質的向上に資するため、文化庁が地方公共団体と共催で行う移動芸術祭などの優れた文化芸術の誘致に努めます。

② 文化・芸術活動の促進

- 優れた文化、芸術に触れる機会を通じ、住民一人ひとりの文化意識を高め、生涯にわたる自主的な文化・芸術活動を推進します。
- 地域に根ざした新しい文化、芸術の創造を促進するため、文化・芸術団体、個人に創造の場や発表の機会を提供するなど自主的活動を支援するとともに、指導者の育成に努めます。
- 他市町村との交流を通じてより活発な活動が図られるよう、県・文化庁主催の文化事業などへの積極的な参加を促進します。

③ 文化財の保存、継承と有効活用

- 文化財に関する見学会、広報紙やリーフレットの配布などにより、文化財に関する住民の理解と認識を深め、文化財保護意識の高揚を図ります。
- 地域特色や学術的価値の高い文化財の掘り起こしに努め、指定や保存に努めます。
- 有形文化財や史跡などの保存状況を点検し、必要に応じて補修を行うなど保存に努めます。
- 伝統的な民俗芸能の保存、継承を支援します。
- 歴史民俗資料室における展示の工夫と充実を図り、広く住民に親しめるよう整備に努めます。
- 文化財を学校や社会教育の教材として有効に活用し、学習の充実に努めます。

(2) 国際交流の促進

現状と課題

社会経済活動のグローバル化が進むなか、身近な地域社会でも外国人や異文化に接する機会が増えているため、外国の文化に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが求められます。

川棚町では…

- 国際情勢等の影響により、これまで交流を進めてきた中国瀋陽市に代わり、新たにマレーシア国パチタン村に中学生の派遣を行っています。今後も、継続することで国際性豊かな人材を育成することが求められます。
- 外国人登録者数は減少傾向にあり、外国人との身近な交流は図れていない状況にあります。そのため、今後はイベント等を通じて、住民が身近に交流できる場づくりや、外国人が安心して生活できる環境整備に努める必要があります。

基本 方針

諸外国との交流を通じて住民の国際理解を深めるとともに、住民と外国人が地域において身近に交流ができるようなイベントの実施や、外国人が安心して生活できる環境づくりに努めます。

施策

① 海外諸都市との交流の推進

- 諸外国へ中学生を派遣し、国際性豊かな人材の育成を図ります。
- ホームステイなどの機会や情報の提供に努めるとともに、国際交流を支援する方策を検討します。

② 外国人と住民との交流促進

- 本町に在住する外国人と相互の文化に触れる機会を身近な交流やイベントにより深めることを推進します。
- 外国人が安全かつ快適な生活ができる環境づくりに努めます。



3 人権尊重社会の形成

(1) 人権教育の推進

現状と課題

人権は、誰もが幸せに暮らすために保障される権利です。あらゆる差別や人権侵害が解消し、人権が尊重される社会の実現をめざす必要があります。

川棚町では…

- 人権相談や学校での人権教育の推進などに取り組んでいますが、人権問題は依然として残されており、近年では、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなどさまざまな問題が発生しています。そのため、
- 学校・保育園・認定こども園、家庭、地域、職場など、住民のライフステージに応じたあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進していくことが必要となっています。

基本方針

関係機関や団体と連携を図りながら、あらゆる場において人権教育・啓発活動に努めるとともに、各種相談事業の充実や相談機関等の情報提供に取り組みます。

施策

① 啓発活動の推進

- 人権問題に関する住民の理解を深めるため、学校・保育園・認定こども園、家庭、地域、職場など、あらゆる場において、関係機関や団体と連携し、人権教育・啓発活動に努め、人権意識の普及・定着を図ります。

② 人権問題に関する支援の充実

- 日常生活において生じる差別や人権侵害から住民の人権を擁護するため、関係機関と連携し、各種相談事業の充実に努めるとともに、相談機関等の情報提供を行います。

(2) 男女共同参画社会の実現

現状と課題

社会経済の成熟に伴い、近年、さまざまな分野において、女性の役割が期待されています。また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法により、働く環境は整備されたものの、急速な少子高齢化が進むなか、仕事と家庭の両立を図り、男女がともに安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が求められています。

川棚町では…

● 講演会や出前講座などを通じ、男女共同参画に関する意識づくりに取り組んできました。しかし、長い歴史のなかで培われてきた性別役割分担意識やそれに基づく社会習慣、行動様式が依然として残っています。今後も、あらゆる

分野において男女がともに参画できる社会を実現するため、男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、男女がともに社会参画できる機会の拡充などを進める必要があります。

基本 方針

男女共同参画社会の実現をめざし、すべての住民に対し、男女共同参画意識の高揚を図ります。また、まちづくりへの女性の積極的な登用や就労条件向上への支援など、男女がともに社会参画できる環境づくりを進めます。



施策

① 男女共同参画意識の醸成

- 学校教育や社会教育の場において、男女共同参画社会や相互理解についての学習を充実します。
- 男女共同参画に対する住民の理解と認識を深め、固定的な男女役割分担意識の解消を図るための講演会や懇談会を開催するなど、啓発活動の充実に努めます。

② 男女共同参画社会の形成

- まちづくりに女性の意見が十分に反映されるよう、各種審議会や委員会などへの女性の積極的参画を図ります。
- 事業者の協力のもと、雇用分野における男女の均等な機会や待遇の確保を促進します。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるために講座等を開催するとともに、育児や介護への男性の積極的な参加を推進します。
- 婦人会など女性団体やグループの活動を支援するとともに、リーダーの育成や研修活動を推進し、各種地域活動へ積極的な参加を促進します。

「第3章 豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり」の重点目標

第3章の施策に取り組むなかで、めざすべき具体的な数値目標を以下に示します。

No.	指標名	実績値 (H21)	中間目標値 (H27)	実績値 (H26年度末)	最終目標値 (H32)
1	中央公民館年間利用者数 (勤労青少年ホームを含む)	49,341人	50,000人	45,401人	50,000人
	解説：各種団体の活性化を図り、利用者数の増をめざす				
2	公民館図書室年間貸出数	20,440冊	21,000冊	23,801冊	25,000冊
3	体育施設年間利用者数	168,506人	170,000人	130,385人	132,000人
	解説：生涯スポーツの普及を図り、利用者数の増をめざす				
4	文化祭への参加団体数	81団体	80団体	76団体	80団体
	解説：減少傾向にあるなかで、現状維持をめざす				
5	国際交流に関する事業やイベントの回数	1回	2回	1回	2回
6	町審議会等への女性の登用率	9.8%	15.0%	15.7%	20.0%

※実績値（H21）及び中間目標値（H27）は前期基本計画策定時の値です。最終目標値（H32）は中間目標値の達成状況等を勘案して、今回一部見直しをした値です。

※前期重点目標指標「学校施設の耐震化率」は目標を達成したため未掲載としています。



国際交流事業

活力とにぎわいの あるまちづくり

1 農林水産業の振興

(1) 農林業の振興

現状と課題

農林業は、私たちの食を支えるだけでなく、美しい国土や景観を形成するとともに、災害の抑制にもつながる重要な営みです。しかし、食に対する嗜好の変化や輸入の自由化、少子高齢化などを背景に、国内の農林業については、従事者や所得の減少など厳しい状況に置かれています。

川棚町では…

●兼業農家が大部分を占め、さらに、耕地面積1ヘクタール未満の小規模零細農家が84%を占めています。また、高齢化などを背景に農家戸数は年々減少し、それに伴い耕作放棄による遊休農地が増加することが懸念されるため、集落ごとに農地の将来的な利用計画について話し合い、「人・農地プラン」の策定を進めています。また地域の担い手や地域外の経営規模拡大志向農家への農地の集積を進めるため、農地中間管理事業の活用に取り組む必要があります。

●平成24年度に開催された、第10回全国和牛能力共進会において、川棚町で育てられた肉用牛を含む出品者団体が内閣総理大臣賞を受賞しました。また、平成2年に内閣総理大臣賞を受賞した「小串トマト」をはじめとし、アスパラガスやハウスミカンなど、本町では市場評価が高い高品質の農畜産物が生産されています。しかしながら、近年は子牛価格や飼料・燃油など生産コストの高騰が経営を圧迫しており、低コスト技術の導入等に取り組む必要があります。



- 平成32年度までに認定農業者^{※1}50名を育成、確保するとともに、農地の流動化を促進するため、経営体の法人化を進めています。また、平成22年度から基幹農道の整備を進めています。今後、生産体制の強化のため、農地の流動化促進や担い手の確保、集落営農の推進、さらには環境に配慮した農業基盤の整備などが課題となります。
- 有害鳥獣被害の防止対策として、防護柵の設置等の対策に取り組んできました。今後は設置地域の保守点検活動と未設置地区への設置を推進し、被害の減少に取り組む必要があります。
- 本町の森林は、大半が戦後植林された人工林であり、間伐を必要とする林齢であることから、適正な森林施業が急務となっています。自然環境の保全が重要視されるなか、森林が持つ多面的な機能の重要性を確保しながら森林整備を進めるとともに、生産活動の重要な担い手である森林組合や集落で取り組まれている保安全管理活動への支援も継続していくことが必要となります。

基本方針

農業生産の安定と農業振興を図るため、基幹農道の整備を推進するとともに、従事者や生産組織の育成、関係機関との連携を図りながら多様な農業の展開に努めます。森林については、町土の保全や水源涵養といった公益機能を重視し、自然とのふれあいの場として保全を図りながら、生産基盤の整備による林業の振興に努めます。

※1 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づいて市町村が認定する農業者のこと。税制上の優遇措置や有利な条件での融資が受けられる。

施策

① 生産基盤の整備

- 基幹農道の整備に伴い沿線農地等の有効活用に取り組みます。
- 安定かつ効率的な農作業や農業経営が展開できるよう、農道整備やため池、用排水路等の生産基盤の総合的な整備に努めます。
- 遊休農地の有効活用や棚田の保全、森林の整備を進め、美しい農村づくりを推進します。

② 担い手及び生産組織の育成

- 農地の流動化を促進し農地の集積を促すとともに、認定農業者の経営の法人化や集落営農組合の設立等の支援により、経営感覚に優れた農業経営体の育成を推進します。
- 農業後継者や新規就農者、他産業からの新規参入者等の確保、育成を図るため、相談・指導の充実や就農希望者の発掘及び受け入れ体制の整備を図ります。

③ 安定した農業生産の確保

- 関係機関と連携のもと、農業技術指導や支援体制の強化を図ります。また、生産農家の組織強化を図るとともに、産地の活性化に取り組みます。
- 高品質の農畜産物は基本的に大規模市場を有する都市圏に出荷されますが、地元での販売促進活動を実施し消費拡大に取り組むことで、町内・県内での需要拡大を図り、経営基盤の強化に努めます。
- 有害鳥獣による農作物への被害を防ぐため、各種被害防止対策を推進します。

④ ブランド化の推進

- 地元ブランドである小串トマトについては、生産規模の拡大を支援し、より多くの地域に出荷できるよう販路の拡大を図ります。
- 長崎和牛、アスパラガス等については、JA 及び長崎県の取り組みに連携・協力し、さらなる品質の向上を図り、知名度を高めることに努めます。
- 川棚町ブランド認証制度の構築に取り組みます。

⑤ 農村環境の整備

- 集落内生活道路や公園などの整備を進めます。



6 農業の多様な展開

- 観光協会や商工会等とネットワークを形成し、グリーンツーリズムや農産物・加工品の直売、農家民泊など6次産業^{※1}化を推進し、多様な農業の展開に努めます。

7 環境保全型農業の推進

- エコファーマー^{※2}の育成、GAP^{※3}（農業生産工程管理）認証を推進し、農業生産活動に伴う自然環境への負荷軽減を図り、より安全で安心な農作物の供給を推進します。

8 森林の保全と林業の振興

- 林道等の生産基盤の整備を推進します。
- 地元産間伐材を含む長崎県産材の利用を促進します。
- 森林の持つ多面的機能の保全に努めるとともに自然環境・景観の保全に十分注意したレクリエーション、憩いの場の創出を行います。

関連計画

- 農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 川棚町木材利用促進基本方針・川棚町木材利用行動計画



畜産業

※1 6次産業：農水産物を生産する1次産業と、それを加工する2次産業（製造業）、加工製品を流通・販売し、消費に結びつける3次産業（流通、情報、サービス等）を一体的に発展させる産業のこと。

※2 エコファーマー：自然環境に対する負荷の少ない農業を営む農業者のこと。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」によって認定される。

※3 GAP：Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

(2) 水産業の振興

現状と課題

水産業は、食料供給の他に、伝統的文化の継承など、日本の魚食文化を支える重要な営みです。しかし、世界的に水産物需要が増大する一方、地球環境の変化や汚染などを背景に、水産資源の管理は世界的な問題となっています。一方国内では、高齢化や漁場環境の悪化などを背景に漁村の衰退が問題となっています。

川棚町では…

- 主要な漁場である大村湾は閉鎖的な海域となっており、海域の汚染や海底堆積物の増加などにより漁場環境が悪化しており、生産量が減少傾向にあります。また、経営体としては後継者不足、高齢化が顕著であり、本町の漁村機能の維持は大きな課題となっています。
- 惣津漁港の改良が完了し、現在三越漁

港の改良に取り組んでおり、安全で効率的な漁港機能の充実を図っています。また、つくり育てる漁業を推進するため、ナマコの種苗の放流に対し、助成を行っています。今後も引き続き、つくり育てる漁業を推進するとともに、6次産業化など水産業の振興を図ることが必要となります。

基本 方針

水産業の振興を図るため、「つくり育てる」という資源管理を推進しながら安定した生産環境を整備するとともに、漁業協同組合への支援や後継者の育成・確保に努めます。さらに、多様な機関・団体とネットワークを形成し、体験・観光漁業や水産物の直売など漁業の6次産業化に取り組みます。



施策

① 生産基盤の整備

- 漁業基地として漁港機能の充実を図ります。
- 漁場の生産力を高めるため、魚礁設置事業や海底耕耘、さらには環大村湾地域全体での環境を考え、関係機関及び自治体と連携し、大村湾浄化を推進します。

② 資源管理型漁業の推進

- 水産資源の確保を図るため、種苗生産や中間育成に取り組み、つくり育てる漁業を推進します。

③ 漁業環境の整備

- 漁業経営の安定化を図るため、漁業協同組合の育成、支援を強化し、経営の効率化、合理化を図り、魅力ある漁業への再生と後継者の確保に努めます。
- 水産物直売、体験・観光漁業など、漁業の6次産業化の取り組みを推進します。

④ ブランド力の向上

- 大村湾産ナマコのブランド力を高めるため、種苗放流等に取り組み、販売量の拡大を図ります。



漁港

2 商工業の振興

(1) 商業の振興

現状と課題

商業は地域の経済を支えるだけでなく、住民にとって生活必需品の購入や働く場として重要なものです。しかし、車社会の進行とともに郊外立地型の大型店舗の増加などから、中心市街地における商業の空洞化が大きな問題となっています。

川棚町では…

- JR川棚駅に隣接する栄町商店街に商店の多くが集積されていますが、近年、空き店舗の増加などにより商店の立地密度は低くなっています。また、近隣自治体に大型店舗の立地が相次ぎ、買い物客が町外へ流出し地元での購買率が低下しています。その結果さらに商店街の衰退を招く悪循環に陥っており、魅力的な商業拠点が形成されてはいない状態となっています。
- 商工会と連携し空き店舗対策や地域活性化のための各種イベント事業への支援、後継者の育成支援を行っています。しかし、買い物客の流出の抑制と町内商業地への誘導は大きな課題となっており、今後も引き続き、空き店舗対策を進めるとともに、高齢化の進行も考慮し、住民の日常生活を支える地域に密着した店舗づくり、商店街づくりが必要となっています。

基本方針

商工会などと連携しながら、既存商店の経営改善や魅力ある商店街づくりへの支援、空き店舗対策への支援を図り、地元商業の育成に努めます。また、新規開業及び経営革新などを支援し、商業環境を整えます。



施策

① 地元商業の育成

- 商工会など、関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進します。
- 中小企業者の運転資金、設備及び起業に要する資金の融資を円滑にするため、中小企業振興資金融資制度の充実を図ります。

② 商業環境の整備

- 商工会と連携し、個性ある店舗の創出に向けた新規開業及び経営革新の支援を図り、魅力ある商店街づくりを促進します。

関連計画

- 川棚町創業支援計画（仮称）



商業（100 緑翔店街）

(2) 工業の振興

現状と課題

経済のグローバル化による生産拠点の海外移転や、円安・株高、デジタル化の進展などにより製造業を取り巻く環境は大きく変化しています。製造業は、まちの経済、雇用を支える重要な産業であることから、その振興は重要なものとなっています。

川棚町では…

- 既存工業については、商工会と連携し、後継者育成を含めた振興事業への支援を行っています。しかし、本町には小規模な企業が多く、経済情勢の影響を受けやすい経営体質にあることから、今後も引き続き、地場産業の振興を図るとともに新産業の育成などを進める必要があります。
- 「川棚町企業立地推進本部」において企業誘致について、検討を進めてきました。今後も企業誘致の推進に向けて、引き続き検討を進めていく必要があります。

基本 方針

既存産業については、引き続き融資制度の充実をはじめ、企業体質の改善や経営改善などの支援を行うとともに、新産業の育成・参入への支援を行います。また、企業の立地を推進するための基盤整備に努めます。



施策

① 中小企業、地場産業の振興

- 商工会など、関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進します。(再掲)
- 研究開発、新技術の導入、情報収集などを促進し、新製品の開発、新分野への進出などを支援します。
- 中小企業者の運転資金、設備及び起業に要する資金の融資を円滑にするため、中小企業振興資金融資制度の充実を図ります。(再掲)

② 企業立地の推進

- 企業立地に有効な基盤整備の推進を図ります。

③ 新産業の育成、支援

- 新産業の育成や経営革新に向けた支援を行います。



工業団地

3 観光の振興

(1) 観光の振興

現状と課題

観光は、交流人口を増やすことにより地域の消費を拡大させ、雇用を生み出すことから地域の活性化につながるものとして注目されています。また、観光に関するニーズも、そのまちならではの魅力を体験できる体験型志向が高まっています。そのため、住民をあげての受け入れ体制づくりや魅力ある体験型観光資源の開発が重要となります。

川棚町では…

- 県立自然公園に指定されている大崎自然公園には、オートキャンプ場や海水浴場、くじゃく園、国民宿舎、温浴施設、スポーツ交流施設など観光資源が多くあります。しかし、近年、観光資源の有効活用が図れず、観光客の集客が思うように伸びない状況にあり、観光資源を十分に活かせる基盤整備が必要となっています。
- 周辺市町や観光関連団体と連携し、観光パンフレットの作成や広報媒体を活用した情報発信を実施しています。また、JR九州などの企業とタイアップした観光情報の発信を図っています。今後も、周辺市町等との連携を図りながら、積極的な観光PRに取り組むことが求められます。

基本 方針

観光振興に関する調査・研究に取り組むとともに、既存観光施設の整備充実や、本町固有の自然や歴史文化を観光レクリエーションの素材として活用します。また、地域産業などとの連携を図りながら体験型観光の振興を図ります。



施策

① 観光振興に向けた基盤づくり

- 関係機関などとの連携のもと、観光振興に関する調査・研究に取り組みます。

② 観光資源の整備

- 大崎自然公園内にある観光レクリエーション施設の整備充実に取り組むとともに、滞在型観光としてさらなる魅力の増大に努めます。
- 史跡文化財を町内外へ積極的にPRしていくとともに、魚雷発射試験場跡など戦時中の遺構を観光資源として捉え、活用を検討します。
- 虚空蔵山を中心とする森林資源の活用を進めます。
- 棚田周辺の農山村地域を観光地資源としての活用を進めます。

③ 情報発信・観光PRの推進

- さまざまな媒体を活用し、観光施設、宿泊、イベントなど観光に関する情報を積極的に発信します。
- 周辺市町等と連携し、観光キャンペーンの共同化を図るとともに、広域的な観光PRを推進します。

④ 観光推進組織の育成・支援

- 観光協会や観光ボランティアガイド、各種イベント主催者などによる活動の育成・支援に取り組みます。

⑤ 体験型観光の振興

- グリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進し、本町の自然資源や産業と連携した体験型観光の振興を図ります。

「第4章 活力とにぎわいのあるまちづくり」の重点目標

第4章の施策に取り組むなかで、めざすべき具体的な数値目標を以下に示します。

No.	指標名	実績値 (H21)	中間目標値 (H27)	実績値 (H26年度末)	最終目標値 (H32)
1	認定農業者数	51人	55人	48人	50人
2	耕作放棄地面積 解説：再生が困難な農地については非農地化に取り組んでおり、非農地化することで農地から除外することになり耕作放棄地の面積も減少となっている	85ha	80ha	26ha	20ha
3	観光人口	288千人	290千人	275千人	293千人

※実績値（H21）及び中間目標値（H27）は前期基本計画策定時の値です。最終目標値（H32）は中間目標値の達成状況等を勘案して、今回一部見直しをした値です。



川棚大崎温泉 じおさいの湯

第5章

住民と行政がともに 歩むまちづくり

1 協働によるまちづくりの推進

(1) 住民参加の推進

現状と課題

地方分権の進展、多様化する住民ニーズなどに対応するため、これまでの行政主導のまちづくりから脱却し、住民と行政によるパートナーシップのまちづくりを進めていくことが求められています。

川棚町では…

- 広報やホームページを通じた情報提供、総代を通じた住民意見の収集など広報・広聴活動に取り組んでいます。今後も住民からの意見を多く取り入れることにより、協働のまちづくりにつながるよう、広報・広聴活動の充実に努める必要があります。
- 各種審議会等の開催を通じた計画づくりへの住民参画の促進、各種住民団体の自主的な活動の支援などに努めています。今後も、自主的に活動しているさまざまな団体と連携を図りながら、新たなまちづくりの仕組みとして定着するようその活動支援に取り組む必要があります。

基本方針

住民がまちづくりの主役としていきいきと活動ができるよう、まちづくりへの住民参加の機会を拡充するとともに、広報・広聴活動の充実に努めます。



施策

① 広報・広聴及び情報提供の充実

- 広報かわたなや町ホームページを通じて、積極的な行政情報の提供に努めるとともに、さまざまな機会をとらえて住民からの意見聴取を図るなど、広報・広聴活動の充実に努めます。
- 住民の知る権利を保障し、町政への参加を促進するため、個人のプライバシーの保護に留意しながら情報公開の推進に努めます。

② まちづくり意識の醸成

- 行政と住民が、協働に関する共通認識を持ち、町の計画づくりやさまざまなまちづくり活動における住民の積極的な参加を促すことで、まちづくり意識の醸成に努めます。
- 各種祭事、イベントなどの開催により、地域連帯意識の醸成に努め、住民の自治意識の高揚を図ります。

③ まちづくり団体の育成、支援

- まちづくり団体などの積極的な育成、支援に取り組むとともに、その企画、立案によるまちづくり事業の展開を図ります。

(2) コミュニティ活動の推進

現状と課題

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、地域における助け合いや社会教育の場としての機能の低下が危惧されます。

川棚町では…

- 自治会や婦人会、老人クラブなどのコミュニティ活動団体によって、さまざまな分野で自発的な活動を行っていますが、組織の高齢化や人材不足などが課題となっています。今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動の促進を図るとともに、コミュニティ活動を担う組織や人材の育成、強化に努める必要があります。
- コミュニティ活動の場となる公民館や集会場などの施設・設備の整備に関する支援を行っていますが、コミュニティ活動の活性化を図るため、今後も支援を継続する必要があります。

基本 方針

住民による自主的な地域づくりを進めるため、コミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の促進、支援を行うとともに、コミュニティ活動を担う人材の発掘、育成に努めます。



施策

① コミュニティ意識の醸成

- 広報かわたなや町ホームページなどを通じ、コミュニティに関する情報提供を行うとともに、さまざまな地域活動の機会創出を図り、住民による自主的な地域づくりへの参加意識の高揚を図ります。
- コミュニティ意識の啓発活動や講座の開催などを通じ、自治意識の醸成、高揚に努めます。

② コミュニティ活動の促進

- コミュニティ活動の場の整備充実及び活用促進を図るとともに、コミュニティ活動団体が実施する地域づくり事業に対して支援を行います。
- コミュニティ活動団体におけるリーダーの発掘、育成に取り組み、地域社会の連帯感を深めます。
- 地域コミュニティの課題に対し解決方法や仕組みづくりなどを助言し、地域コミュニティ活動を側面から支援します。

2 効率的・効果的な行財政運営

(1) 健全な行財政運営の推進

現状と課題

地方交付税の削減、財政の硬直化等、厳しい財政状況のなか、行政課題の克服のためには、中・長期的な展望に立ち、安定的な行財政運営を行う必要があります。

川棚町では…

- 「川棚町行政改革大綱」及び「川棚町行政改革大綱実施計画」をもとに、行政改革を推進してきました。また事務事業評価の導入、「人材育成プラン」に基づく人事評価制度の導入による職員の資質向上に取り組んでいます。今後、健全で効率的な行財政運営を図るため、継続した取り組みが求められます。
- 税収の減少などにより、自主財源の確保が年々厳しくなっており、また、社会保障関係経費の増加などにより経常収支比率^{※1}が増加傾向にあります。人件費、公債費や投資的経費は抑制の方向にあるものの、歳入の不足を補うための基金の取崩しが続いており、今後も健全な財政運営に向けた取り組みをより一層強化する必要があります。

基本方針

増大・多様化する行政課題に的確かつ柔軟に対応していくため、効果的で効率的な行政システムの確立をめざし、行政改革を進めます。
また、自主財源の確保や事業の見直し等による財政運営の健全化をより一層推進します。

※1 経常収支比率：使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。



施策

① 計画的で効率的な行政運営の推進

- 行政の責任領域を見直し、民間で行った方が効率性、経済性に優れているサービスについては、積極的かつ計画的に指定管理者制度や民営化、民間委託など、民間活力の導入を推進します。
- 職員の適正な定員管理に努めるとともに、より効果的・効率的な組織機構の再編を推進します。
- 「人材育成プラン」に基づき、各種職員研修の機会を活用し、意識改革や専門的な知識、技術の習得など、職員の資質向上に努めます。
- 多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに、住民により身近な公共施設としての機能向上を図るため、新しい役場庁舎の建設を検討します。

② 健全で効率的な財政運営の推進

- 統一的な基準による地方公会計の整備により、財政健全化に向けた取組を一層強化し、効率的、効果的な財政運営の推進に努めます。また、「公共施設等総合管理計画」を策定し、将来コスト等の予測を行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- 課税対象の的確な把握と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料については受益者負担の原則に基づき、必要に応じて見直しを行い、自主財源の確保に努めます。
- 行政需要に見合う国・県などの有効な補助事業や支援策を積極的に活用して、自主財源負担の軽減を図ります。
- 地方分権時代に即した、地方と国の財源の適正な配分を要請します。

(2) 広域行政の推進

現状と課題

情報化の進展や社会環境の変化に伴い、住民の日常生活圏は広域化しています。また、住民ニーズの多様化に伴い、町域を越えた質の高い行政サービスが求められています。

川棚町では…

- 東彼地区保健福祉組合において、ごみ処理、し尿処理、火葬、介護認定、障害者区分判定、障害者相談・支援事業の展開及び養護老人ホーム運営を共同で行っており、今後も共同でできる事務事業について研究を進めることとしています。情報化の進展や住民の日常生活圏の広域化などを背景に、今後とも広域的な連携が求められることから、引き続き近隣市町との連携した取り組みを進めることが必要となります。

基本方針

生活圏域の広域化、行政ニーズの多様化などに対応するため、広範な分野にわたって国や県、周辺市町との連携を強化し、効率的、効果的な行政運営に努めます。

施策

① 周辺市町との連携

- 周辺市町との連携を強化し、広域的な事務事業の充実を図り、効率的な運営に努めるとともに、施設の相互利用など多様な分野における広域的な施策の展開に努めます。

② 国・県との連携

- 国・県との連携を強化し、必要な事業については、その実施や援助などを積極的に要望します。



「第5章 住民と行政がともに歩むまちづくり」の重点目標

第5章の施策に取り組むなかで、めざすべき具体的な数値目標を以下に示します。

No.	指標名	実績値 (H21)	中間目標値 (H27)	実績値 (H26年度末)	最終目標値 (H32)
1	年間のホームページ アクセス件数	143,763件	158,000件	202,588件	200,000件
2	年間の携帯ホームページ アクセス件数	139,546件	153,000件	428,674件	450,000件
3	実質公債費比率※ ¹	16.50%	15.00%	12.80%	8.00%
4	将来負担比率※ ²	107.20%	90.00%	47.50%	30.00%

※実績値（H21）及び中間目標値（H27）は前期基本計画策定時の値です。最終目標値（H32）は中間目標値の達成状況等を勘案して、今回一部見直しをした値です。



役場庁舎

※¹ **実質公債費比率**：財政健全化法に定める指標の一つで、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す。この数値が早期健全化基準（25%）以上になると財政健全化団体となり「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければならない。

※² **将来負担比率**：財政健全化法に定める指標の一つで、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。この数値が早期健全化基準（350%）以上になると財政健全化団体となり「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければならない。



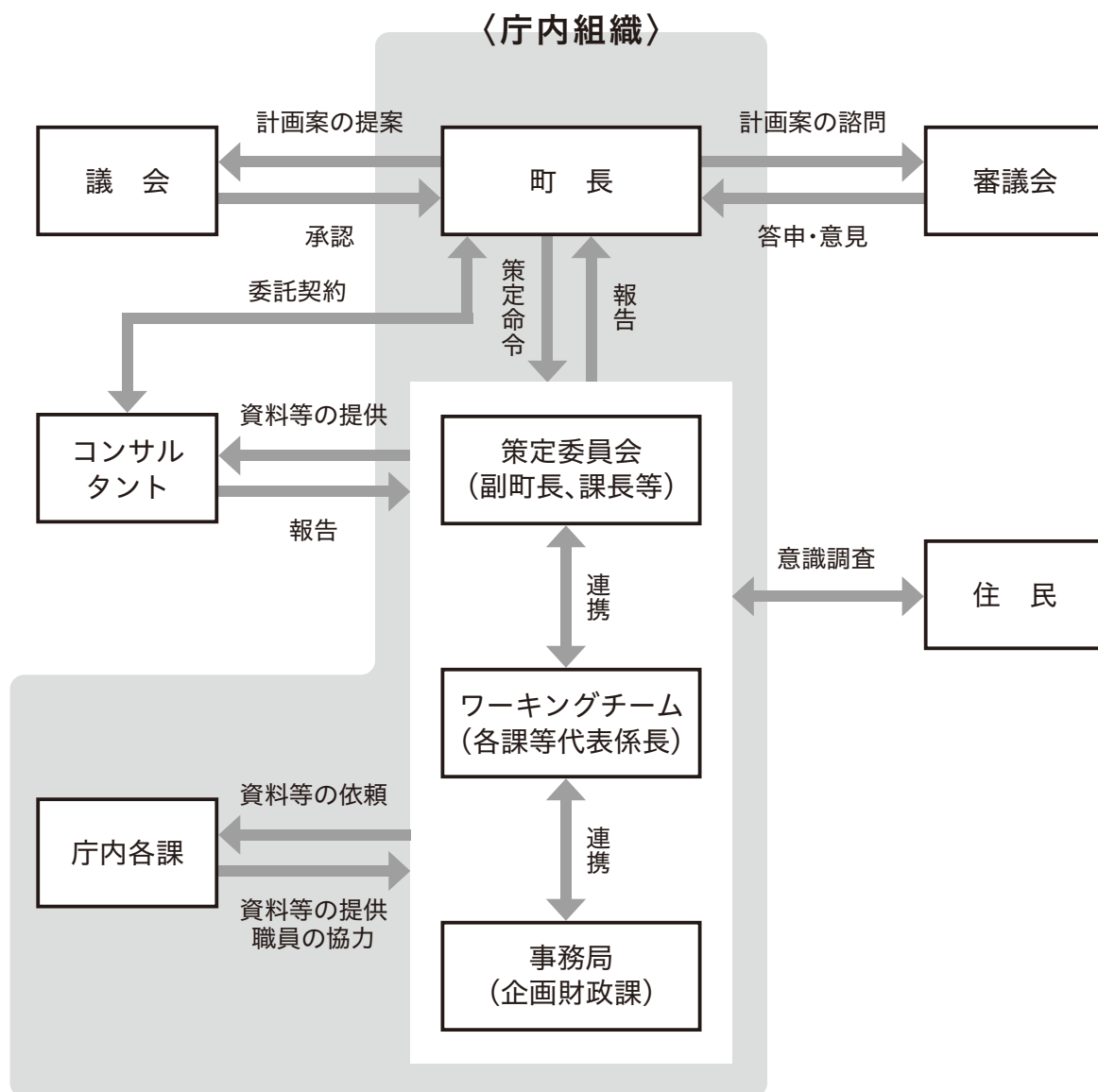
クジャクマンZ

資料編

Materials



1 第5次川棚町総合計画後期基本計画策定体制図





2 諮問

27川企調第205号
平成27年8月3日

川棚町総合計画審議会
会長 波瀬 和 弘 様

川棚町長 山 口 文 夫

第5次川棚町総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

季夏の候、貴殿におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から町政発展のため種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、川棚町では平成23年度にまちづくりの指針となる「第5次川棚町総合計画」を策定し、その方針に沿った施策に取り組んできたところです。

来年度、計画期間10年間の後半5年間に入ることに伴い、「第5次川棚町総合計画後期基本計画」の策定作業を進めています。

「第5次川棚町総合計画」計画策定以降、私たちを取り巻く社会的環境も変化しており、計画策定にあたりましては、このような社会情勢を踏まえる必要があります。

つきましては、策定委員会において本計画の素案を作成いたしましたので、川棚町総合計画審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

3 答申

平成27年10月15日

川棚町長 山口 文夫 様

川棚町総合計画審議会
会長 波瀬 和 弘

第5次川棚町総合計画後期基本計画について（答申）

平成27年8月3日付け、27川企調第205号で諮問のありました、第5次川棚町総合計画後期基本計画（案）について、慎重な審議の結果、原案はおおむね適当であると認めます。

なお、各施策の実施にあたっては、本審議会の意見・要望を十分配慮され、川棚町の個性を生かしながら、町民と行政が一体となり「自然を愛し 暮らし輝くまち」という将来像を目指したまちづくりに邁進されるよう要望いたします。



4 策定経過

年月日	内容
平成 27 年 4 月 20 日	第 1 回川棚町総合計画後期基本計画策定委員会の開催 策定体制、概要・スケジュール等について協議
5 月 19 日	第 1 回川棚町総合計画後期基本計画ワーキングチーム会議の開催 策定体制、概要・スケジュール等について協議
6 月 8 日 ～ 6 月 19 日	住民意識調査の実施 調査対象：川棚町在住の15 歳以上49 歳までの住民の方2,000 人（無作為抽出） 回収状況：有効回収票数 443、有効回収率 22.2%
6 月 11 日	第 1 回川棚町総合計画審議会の開催 委員委嘱、策定体制、策定方針、スケジュール等について審議
6 月 26 日	第 2 回川棚町総合計画後期基本計画ワーキングチーム会議の開催 重点目標進捗状況、スケジュール等について協議
7 月 6 日	第 2 回川棚町総合計画後期基本計画策定委員会の開催 重点目標進捗状況、スケジュール等について協議
7 月 7 日	第 5 次川棚町総合計画後期基本計画に関するインタビュー（町長）
7 月 16 日 ～ 7 月 17 日	第 5 次川棚町総合計画後期基本計画にかかる各課ヒアリングの実施 各課の施策の現状・課題についてヒアリング
7 月 30 日 ～ 7 月 31 日	第 3 回川棚町総合計画後期基本計画策定委員会の開催 後期基本計画（案）について協議
8 月 6 日	第 2 回川棚町総合計画審議会の開催 後期基本計画（案）について諮問、審議
8 月 28 日	第 3 回川棚町総合計画後期基本計画ワーキングチーム会議の開催 後期基本計画（案）、スケジュール等について協議
9 月 7 日	第 4 回川棚町総合計画後期基本計画策定委員会の開催 後期基本計画（案）について協議
10 月 15 日	第 3 回川棚町総合計画審議会の開催 後期基本計画（案）について審議、承認
10 月 15 日	第 5 次川棚町総合計画後期基本計画（案）について答申
10 月 21 日	川棚町議会全員協議会の開催 後期基本計画（案）について説明

5 委員名簿

川棚町総合計画審議会委員

役職名	所 属	氏 名
会 長	川棚町総代会	波 瀬 和 弘
副 会 長	川棚町社会福祉協議会	宮 本 忠
委 員	東彼商工会	新 井 成 光
	川棚町農業委員会	寺 井 理 治
	川棚漁業協同組合	淵 江 敏 雄
	川棚町観光協会	一 ノ 瀬 充 博
	川棚町老人クラブ連合会	荻 野 行 宣
	川棚町婦人会	森 孝 子
	東彼杵郡医師会	田 淵 純 宏
	川棚町教育委員会	平 田 ち づ る
	川棚町文化協会	田 中 健 明

川棚町総合計画後期基本計画策定委員会委員

役職名	職 名	氏 名
会 長	副町長	山 口 誠 実
副 会 長	総務課長	住 吉 克 己
委 員	教育長	古 賀 信 雄
	地域政策課長	野 上 英 了
	税務課長	中 尾 剛
	健康推進課長	成 富 浩 樹
	住民福祉課長	山 中 美 由 紀
	会計課長	三 岳 昭
	農林水産課長	太 田 啓 寛
	建設課長	照 本 茂 法
	ダム対策室長	福 田 多 肥
	議会事務局長	山 口 栄 治
	教育委員会次長	吉 永 文 典
	水道課長	廣 田 洋 一



川棚町総合計画策定ワーキングチーム委員

役職名	職名	氏名
リーダー	総務課行政係長	荒木 俊行
サブリーダー	建設課建設係長	琴岡 美昭
委員	企画財政課財政管財係長	小中尾 寿隆
	地域政策課政策推進係長	山口 高志
	税務課住民税係長	内田 陽平
	健康推進課健康増進班係長	戸崎 孝子
	住民福祉課社会福祉係長	水谷 和也
	会計課会計係長	井原 和
	農林水産課農林水産係長	太川 一輝
	ダム対策室ダム対策係長	北御門 秀臣
	教育委員会社会教育係長	後田 貴幸
水道課下水道施設係長	田川 義信	

事務局

役職名	職名	氏名
事務局長	企画財政課長	大川 豊文
事務局	企画財政課企画調整係	畑中 浩輔
		山下 武
		波瀬 章吾

第 5 次 川 棚 町 総 合 計 画 後 期 基 本 計 画

発行年月：平成 27 年 11 月

企画編集：長崎県 川棚町 企画財政課

〒 859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1

電話：0956-82-3131 FAX：0956-82-3134



第5次川棚町総合計画 後期基本計画

平成28年度 ▶ 平成32年度